

月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料

令和7年8月27日

内閣府

<日本経済の基調判断>

<現状> 【判断維持】

景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。

(先月の判断) 景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。

<先行き>

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

<政策の基本的態度>

米国の関税措置について、今般の日米間の合意を踏まえ、引き続き必要な対応を行いながら、経済財政運営に万全を期す。「経済財政運営と改革の基本方針2025～『今日より明日はよくなる』と実感できる社会へ～」に基づいて、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していく。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」及びその裏付けとなる令和6年度補正予算並びに令和7年度予算を迅速かつ着実に執行するとともに、4月25日に取りまとめた「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」の施策を実施する。

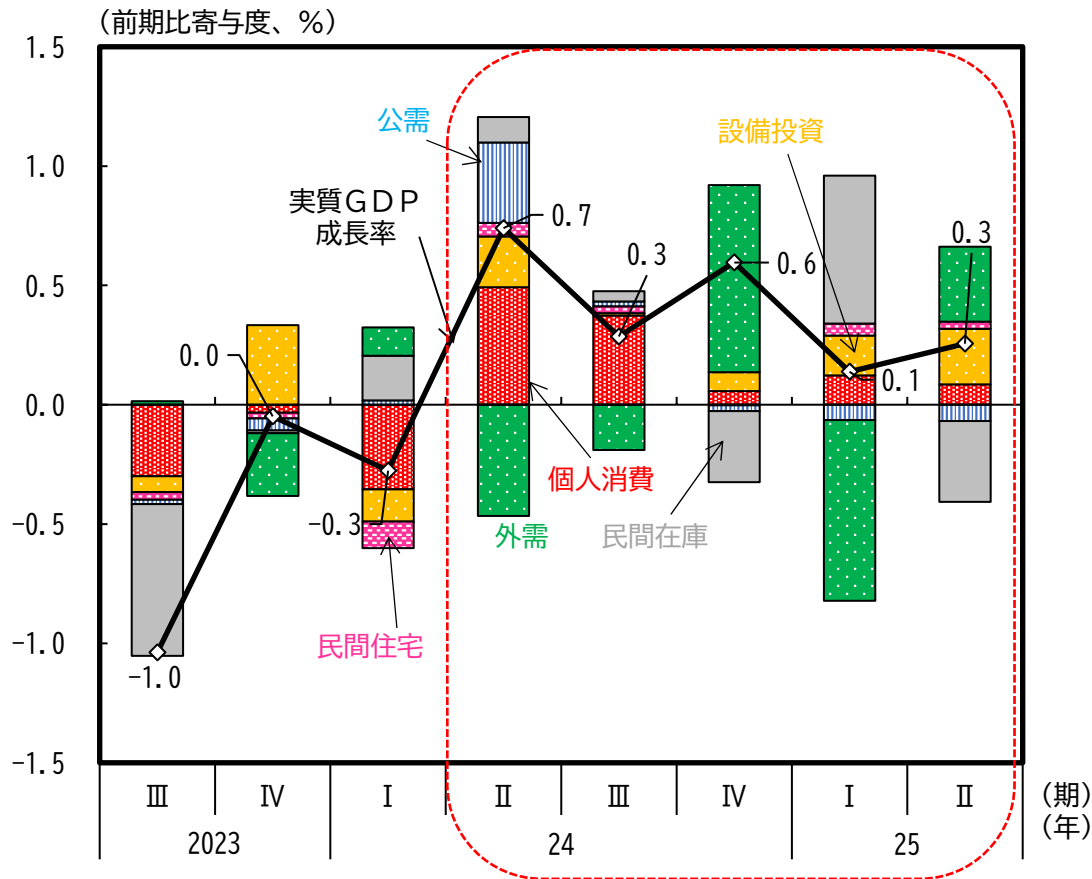
政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じた機動的な政策運営を行っていく。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

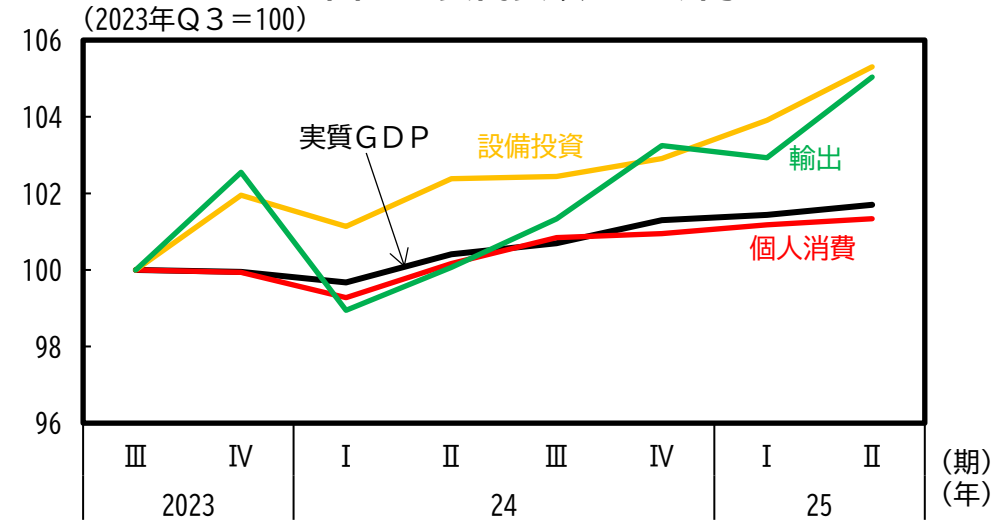
今月のポイント

- ◆ 4－6月期の実質GDP成長率は、前期比プラス0.3%（年率換算プラス1.0%）と5四半期連続のプラス成長となった（1図）。個人消費・設備投資ともに5四半期連続の増加となり、日本経済の回復基調を支えた。ただし、回復のペースは依然緩やかであり、特に、個人消費の伸びが相対的に弱い（2図）。
- ◆ その背景として、所得動向を見ると、賃上げの進展によって名目雇用者報酬は堅調に増加しているものの、物価高の継続によって、実質的な購買力が抑制されていることが課題（3図）。

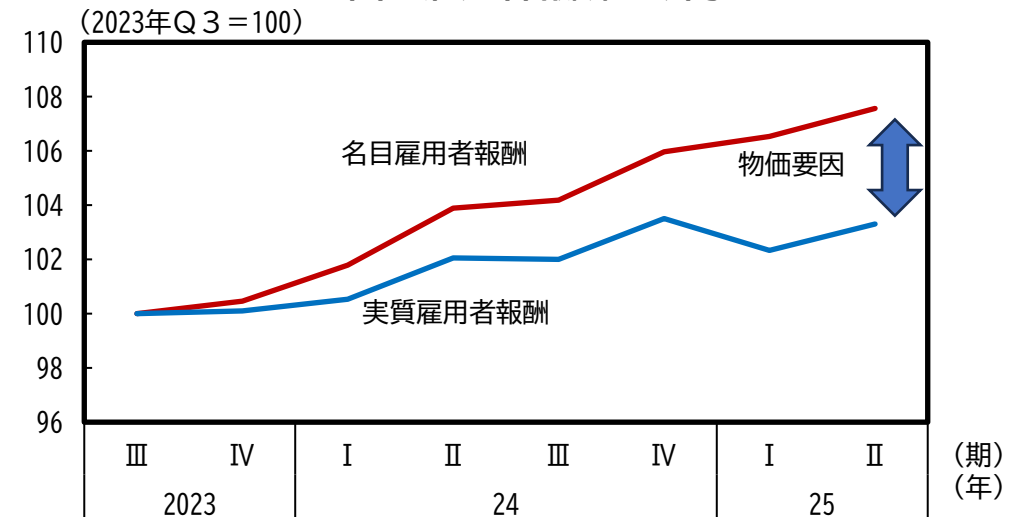
1図 実質GDP成長率の寄与度分解



2図 主要需要項目の動向



3図 雇用者報酬の動向

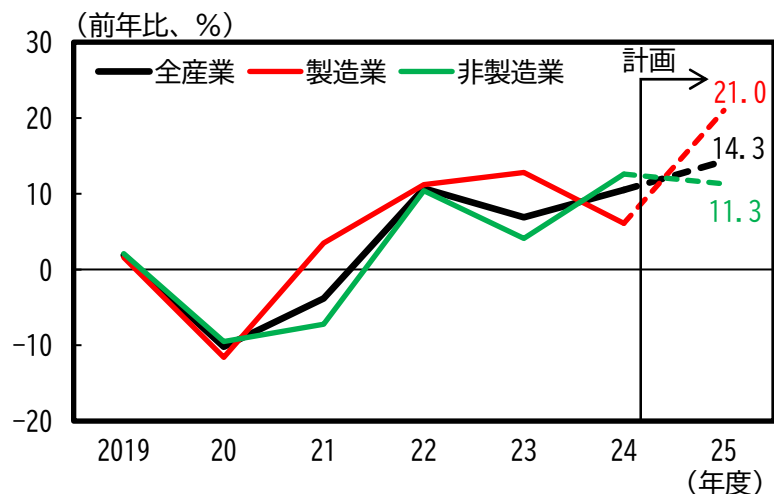


(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。2025年4－6月期1次速報時点。季節調整値。実質雇用者報酬は、家計最終消費支出デフレーターで実質化した系列。

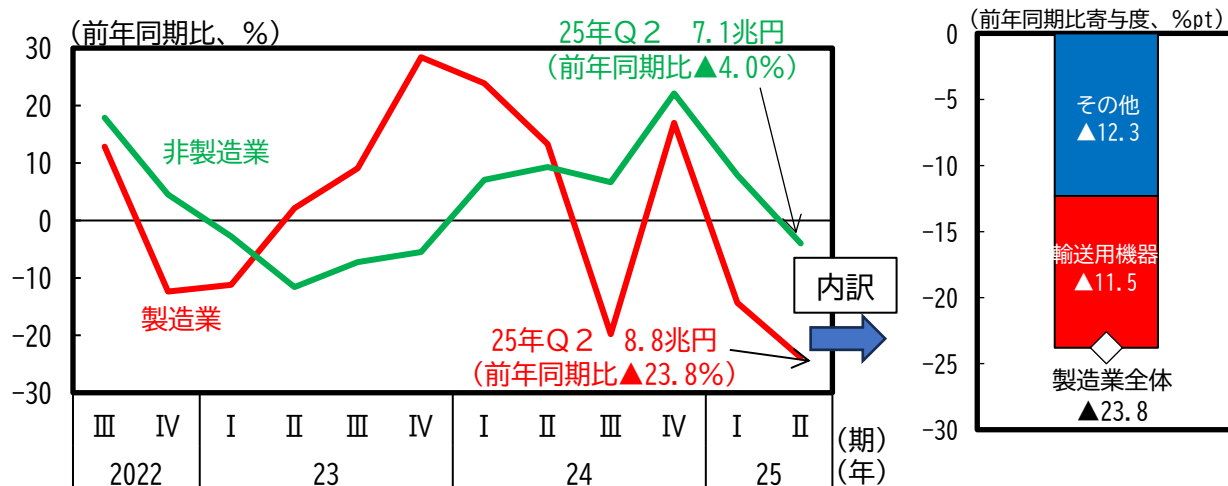
今月の指標（１） 企業部門の動向

- ◆ 企業の設備投資計画について最新の調査で見ると、24年度実績は3年連続で大幅なプラス。25年度も引き続き増加の計画となっており、旺盛な設備投資意欲が継続（1図）。特に、デジタル化投資の伸びが非製造業を中心に設備投資をけん引（2図）。
- ◆ 一方、4－6月期の企業収益は、米国の通商政策等の影響もあって、製造業を中心に改善に足踏み。特に4－6月期は自動車関連産業の収益悪化の影響が大きい（3図）。また、ハローワークにおける自動車産業の新規求人も減少（4図）。設備投資や雇用への影響を注視する必要。

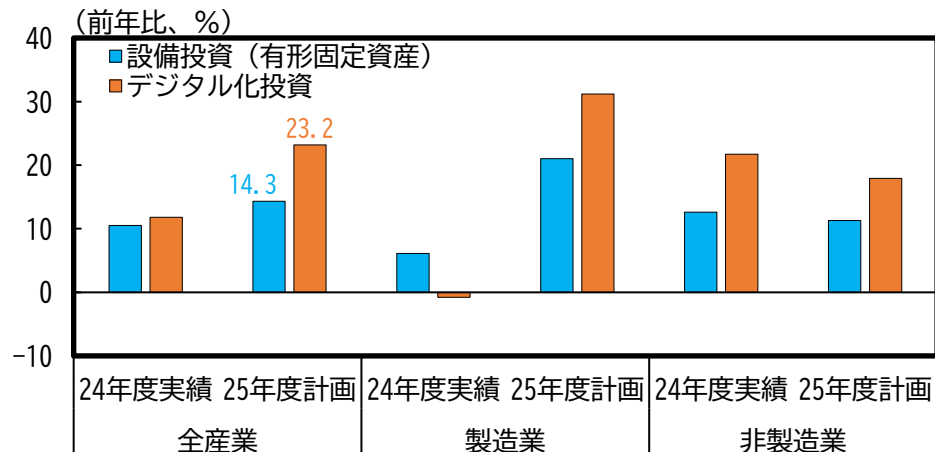
1図 設備投資計画（日本政策投資銀行調査）



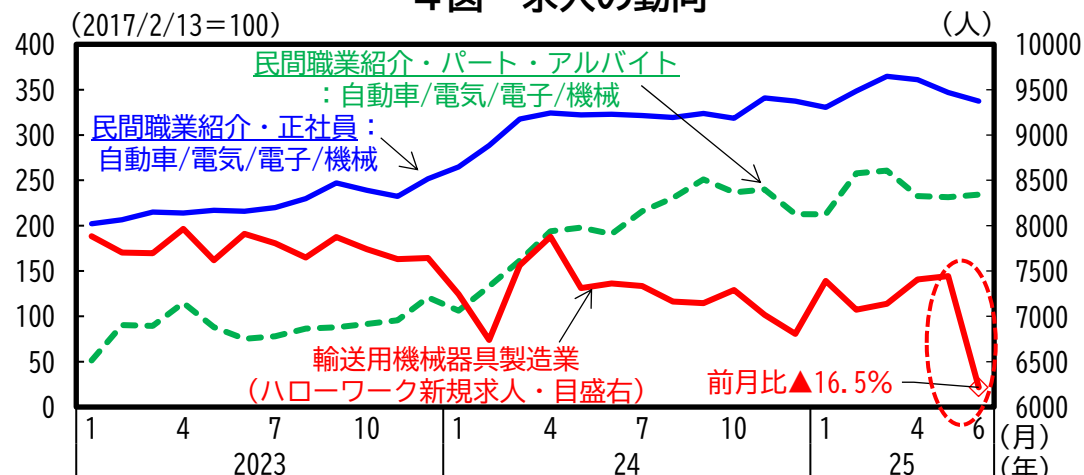
3図 企業収益の動向（経常利益、前年同期比）



2図 デジタル化投資の動向（日本政策投資銀行調査）



4図 求人の動向

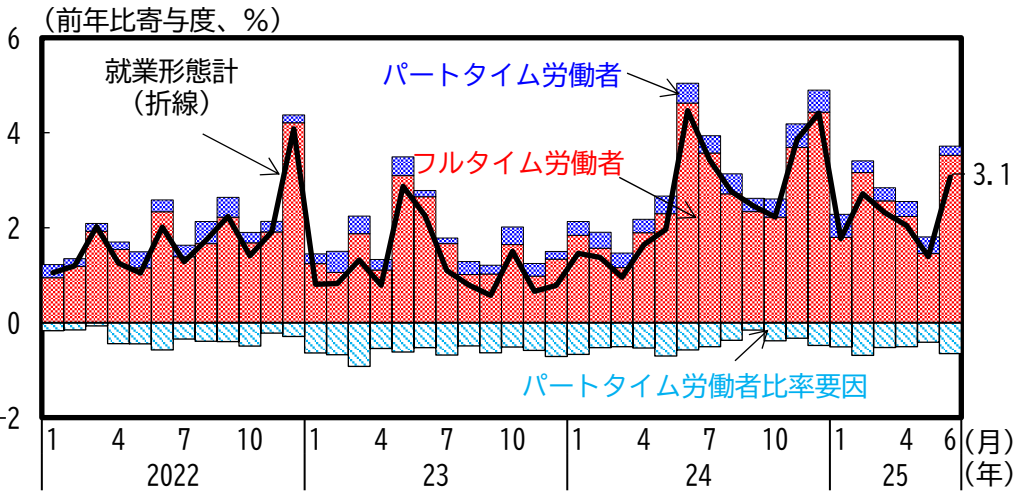


- （備考）1. 1図・2図は、日本政策投資銀行「全国設備投資計画調査」により作成。いずれも大企業で、調査期日は7月3日。1図の設備投資は、自社の有形固定資産に対する国内投資で、2019～24年度は実績、25年度は計画。2図のデジタル化投資は、ソフトウェア投資のほか、有形固定資産投資（サーバー購入等）を含む。設備投資とデジタル化投資の集計対象企業数が異なるため、単純比較できない点には留意が必要。
2. 3図は、上場企業決算にて公表されている3か月ごとの各社経常利益を、日経NEEDSより調査、集計したもの。金融業、電力業、金融要因を除く。記載数値は小数点第2位を四捨五入しているもの。
3. 4図は厚生労働省「職業安定業務統計」、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。輸送用機械器具製造業は内閣府による季節調整値。

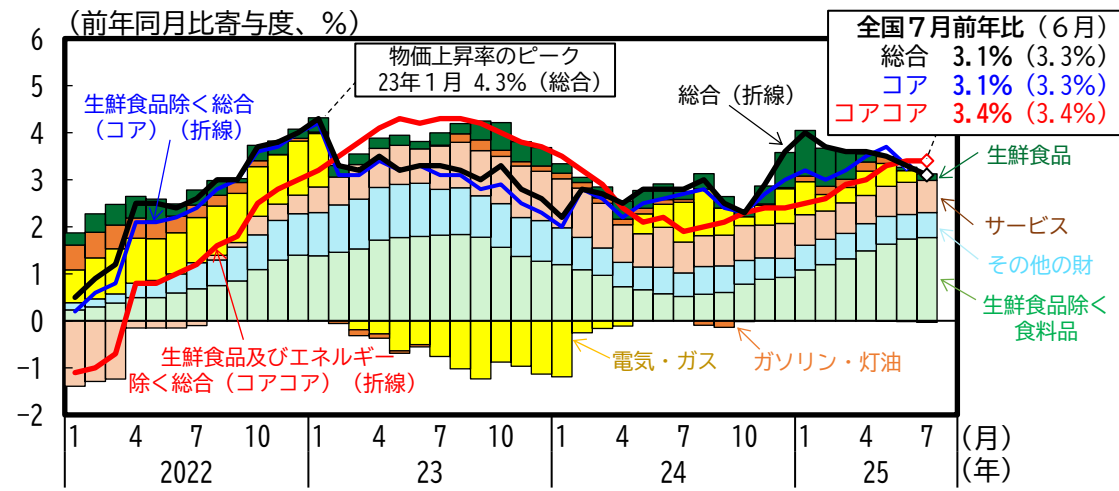
今月の指標（2） 賃金・物価の動向

- ◆ 6月の一人当たり名目賃金は前年比+3.1%と増加が続く（1図）。また、今年度の最低賃金引上げ額の目安が過去最大（中央最低賃金審議会答申：+63円・6.0%）となったことを受け、今後、パート労働者を中心に更なる賃金上昇が期待される（2図）。
- ◆ 消費者物価指数は、引き続き生鮮食品を除く食料品の上昇幅拡大を主因に、7月は前年比3.1%に（3図）。食料品価格の内訳をみると、24年夏以降、米類、米を利用した調理食品、チョコレート等の菓子類、コーヒー等の飲料品等で上昇（4図）。米価については、随意契約による備蓄米放出の効果もあり6月をピークに低下傾向。新米の出荷が始まる今後の動向を注視（5図）。

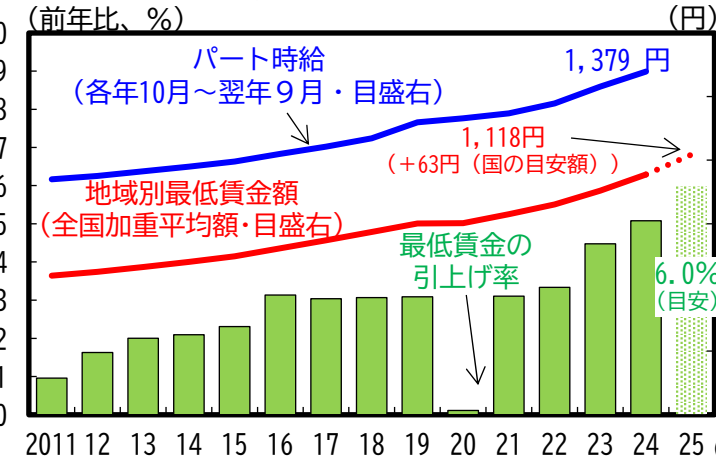
1図 現金給与総額（一人当たり名目賃金）の推移



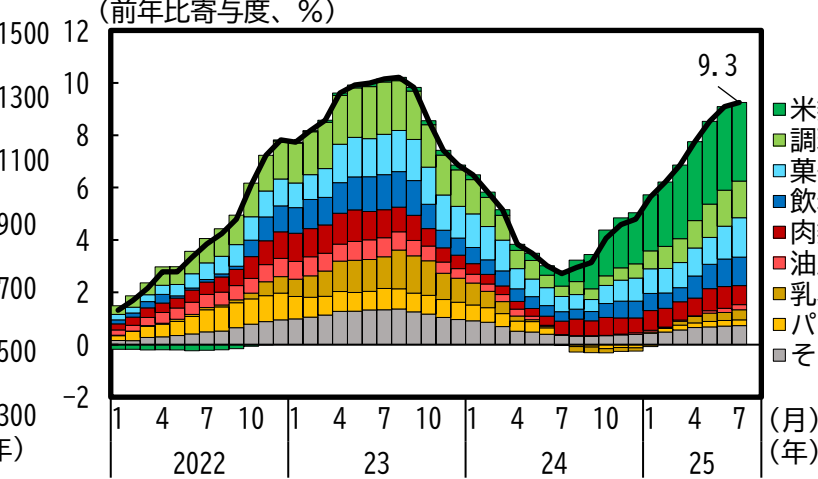
3図 消費者物価の前年比



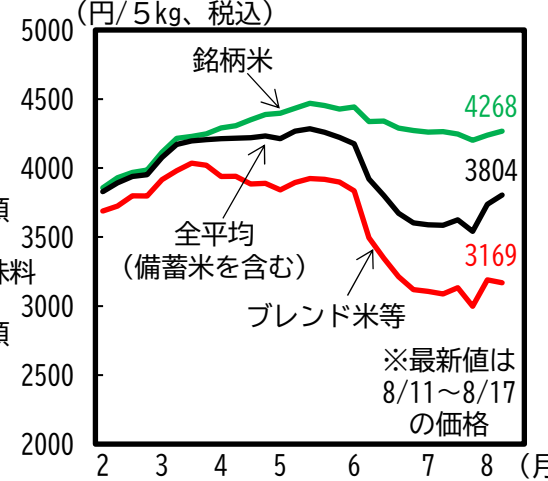
2図 最低賃金引上げとパート時給



4図 食料品価格の内訳



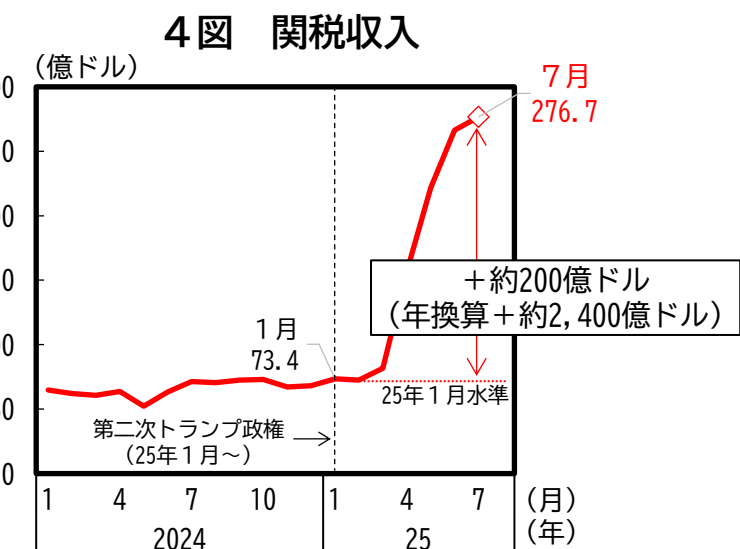
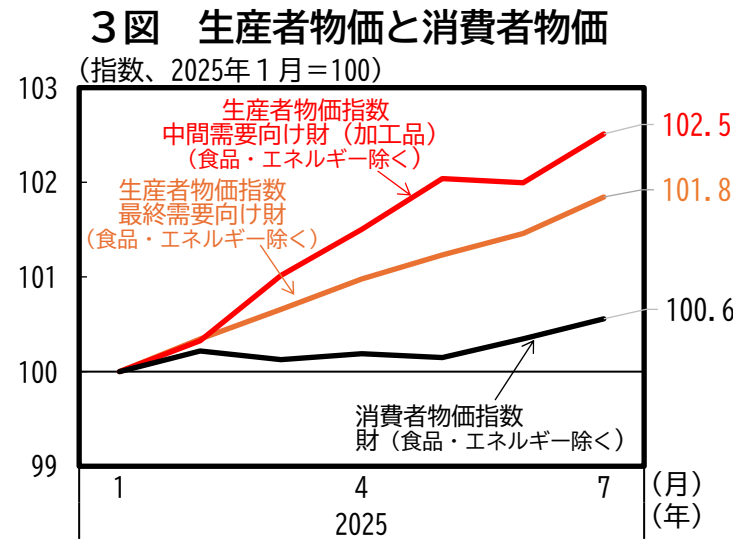
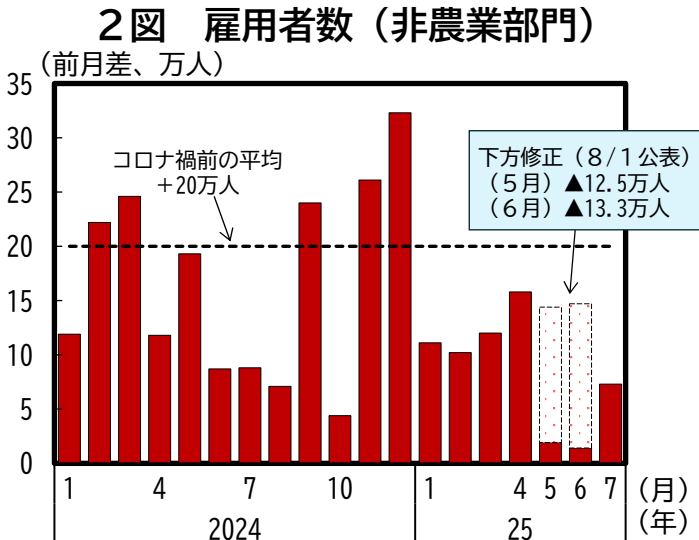
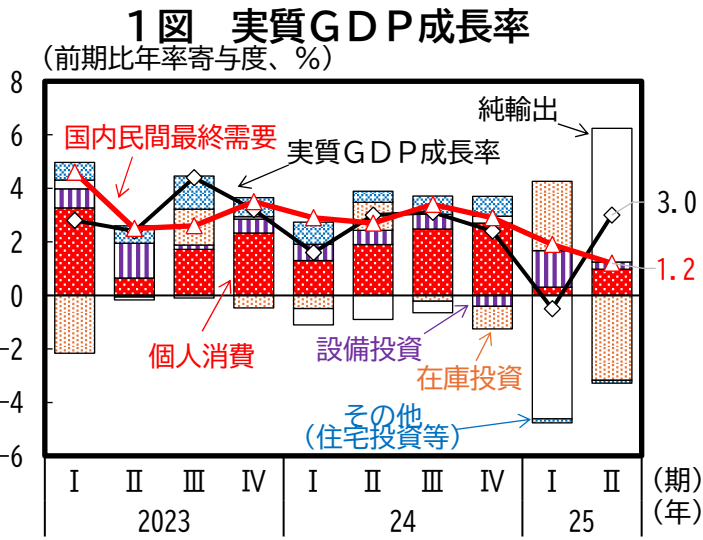
5図 米価の動向（POSデータ）



（備考）1. 1図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
2. 2図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、中央最低賃金審議会資料により作成。パート時給は、所定内給与を所定内労働時間で除して作成。各年10月～翌年9月（2024年は同年10月～翌年6月）までの平均。2025年の最低賃金は中央最低賃金審議会答申（2025年8月4日）における地域別最低賃金額（目安）を用いている。
3. 3図・4図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。4. 5図は、農林水産省「スーパーでの販売数量・価格の推移（KSP-POSデータ）」により作成。

今月の指標（3） 米国経済の動向

- ◆ 米国では、内需の伸びが緩やかとなる中、景気の拡大が引き続き緩やかになっている（1図）。雇用者数は増勢が鈍化（2図）。関税による物価の押し上げ効果は、川上の中間財にみられており、消費者物価への影響に引き続き注視が必要（3図）。
- ◆ 関税率の引上げに伴い、関税収入は増加傾向（4図）。7月には財政調整法が成立。同法が与える影響について、減税措置を主因とする財政赤字の拡大が見込まれる中、多くの推計機関ではGDPが一定程度押し上げられると見込んでいる（5図）。



②GDPに与える影響

推計機関	GDPの押し上げ効果 (1～3:平均値)
1 米国議会予算局	+0.5%
2 両院税制合同委員会	+0.4%
3 イェール大学	+0.1%
4 大統領経済諮問委員会	28年に+4.6～4.9% 34年に+2.4～2.7%

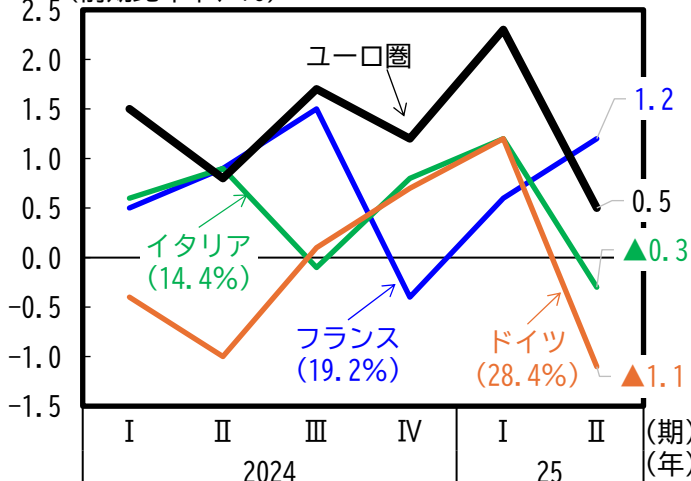
(備考) 1. 1図は、米国商務省により作成。国内民間最終需要は、GDPから純輸出、政府支出、在庫投資を引いたもの(個人消費と設備投資と住宅投資の合計に相当)。
2. 2図、3図は、米国労働省により作成。季節調整値。2図のコロナ禍前の平均は、雇用者数が世界金融危機前の水準に戻った2014年5月～2020年2月までの前月差の平均値。前回のFOMCは7/29～30に開催。
3. 4図は、米国財務省により作成。原数値。5図は、米国議会予算局等により作成。各推計の対象法案は次のとおり。①: 成立法(7/4)。②: No. 1は下院可決案(5/22)。No. 2は下院案(5/12)。No. 3は成立法(7/4)。No. 4は上院修正案(6/16)。②について、GDPの押し上げ効果とは、GDP水準のベースライン推計からの押し上げ効果を意味する。No. 1～3は25-34年平均値、No. 4は28年及び34年の各時点における値をそれぞれ表している。

今月の指標（４） 世界経済・貿易の動向

- ◆ ユーロ圏では、25年４－６月期の実質GDP成長率は前期比年率0.5%となり、景気は持ち直しのテンポが緩やかになっている（１図）。中核を占めるドイツの財輸出は欧州向けが増加する一方、米国向けを中心に全体としては減少（２図）。
- ◆ 中国では、25年４－６月期の実質GDP成長率は前年同期比5.2%となったが、内需の寄与は伸び悩み（３図）。財輸出は関税措置の影響により米国向けが大幅に減少した一方、ASEANやアフリカ向け等が増加し、全体として増加基調が継続（４図）。
- ◆ 中国以外のアジア諸国・地域では、世界的なAI需要も背景に対米輸出の増加が続く（５図、６図）。

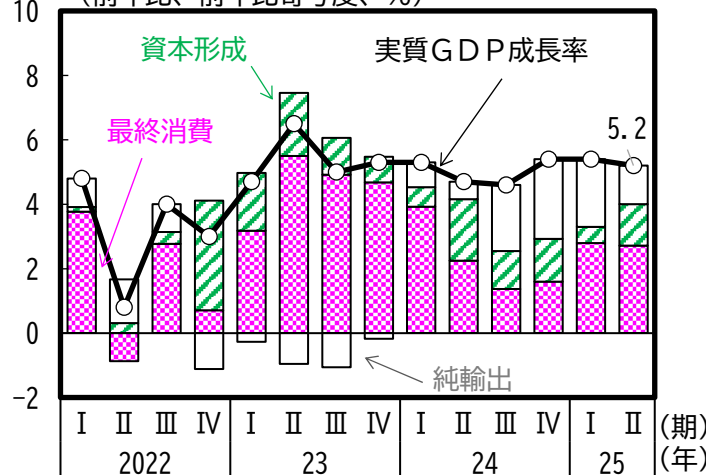
１図 ユーロ圏の実質GDP成長率

（前期比年率、％）



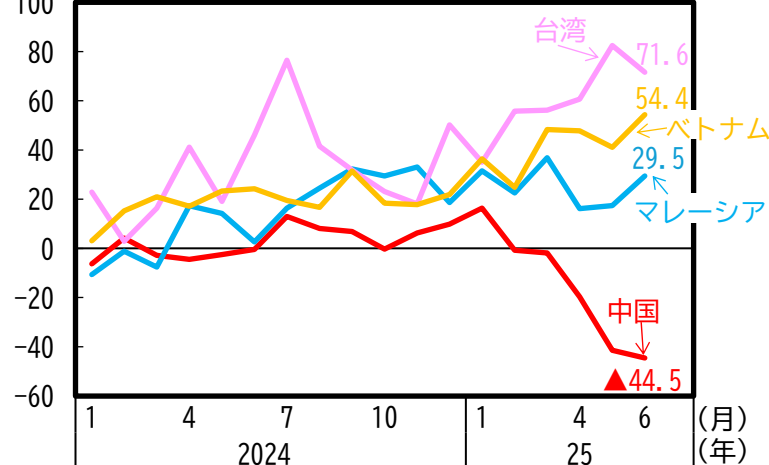
３図 中国の実質GDP成長率

（前年比、前年比寄与度、％）



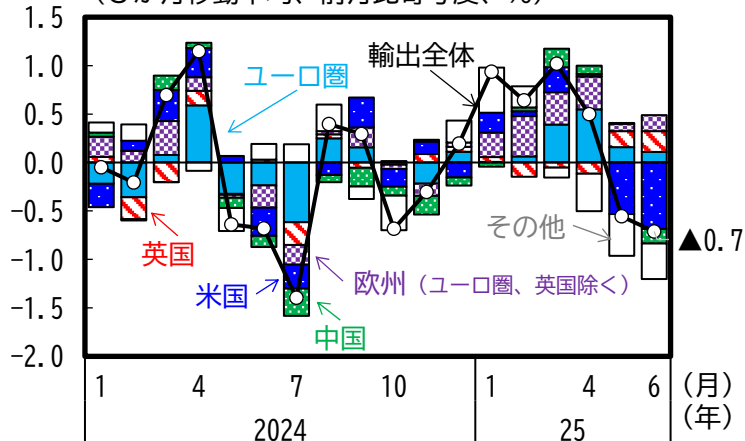
５図 アジアの米国向け財輸出（米国側統計）

（前年比、％）



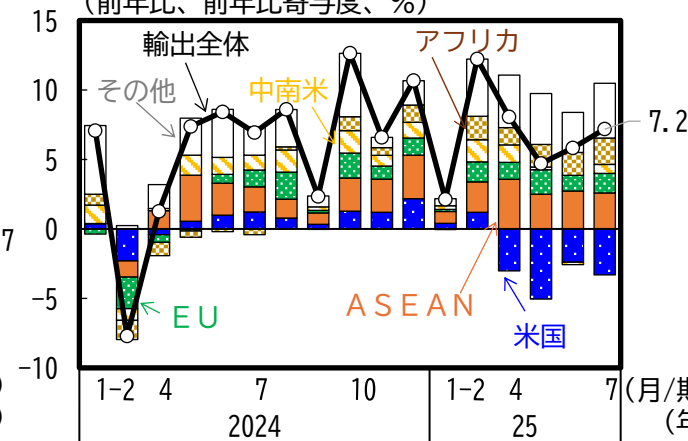
２図 ドイツの財輸出

（３か月移動平均、前月比寄与度、％）



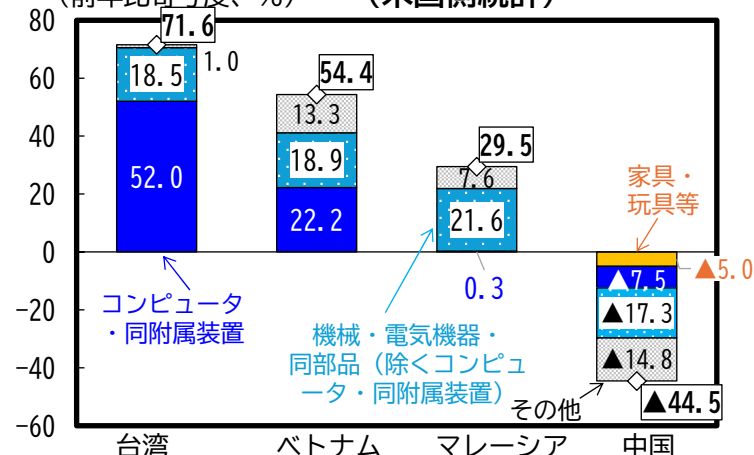
４図 中国の財輸出

（前年比、前年比寄与度、％）



６図 アジアの米国向け財輸出（６月）

（前年比寄与度、％）（米国側統計）



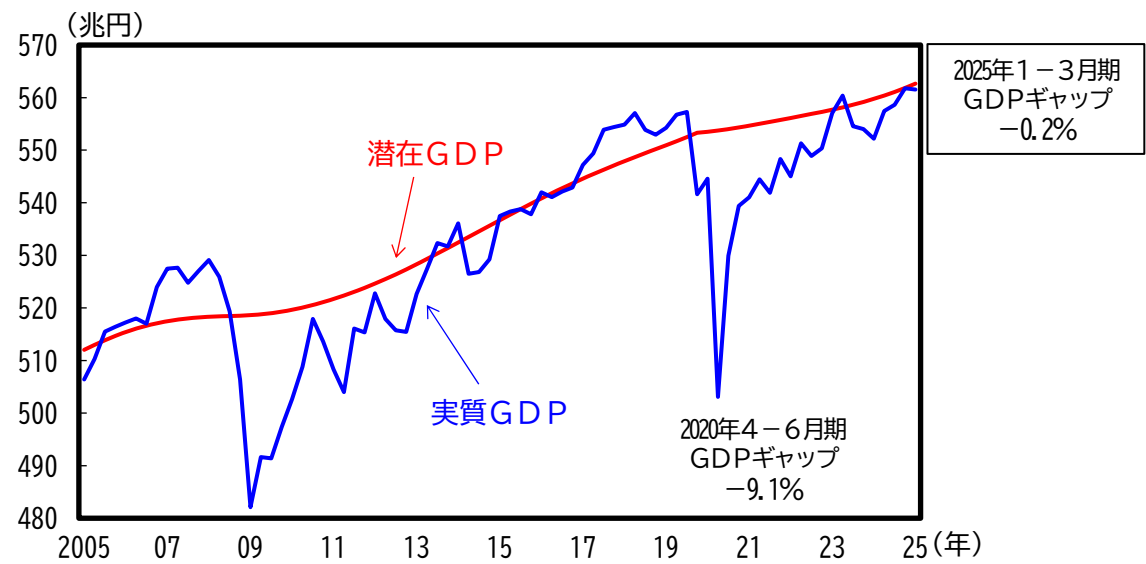
（備考） １． １図は、ユーロスタット、ドイツ連邦統計局により作成。季節調整値。（）内は2024年のユーロ圏内におけるGDPの構成比。２図は、ドイツ連邦統計局、ドイツ連邦銀行により作成。名目、季節調整値。

２． ３図は、中国国家統計局により作成。４図は、中国海関総署により作成。金額ベース。

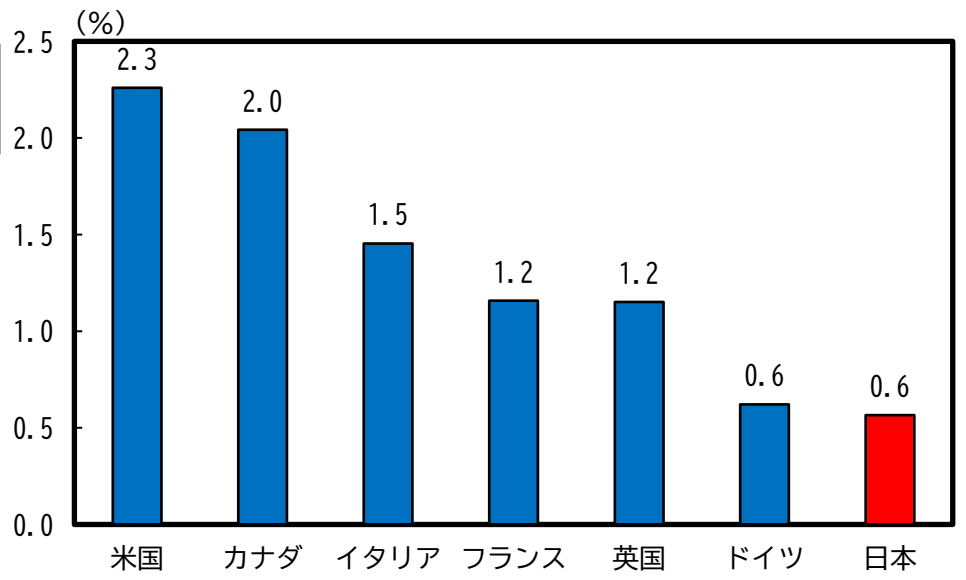
３． ５図、６図は、米国商務省により作成。通関ベース、名目値。機械・電気機器・同部品はHSコード84、85類。うちコンピュータ・同附属装置はHSコード8471。家具・玩具等はHSコード94、95類。

参 考

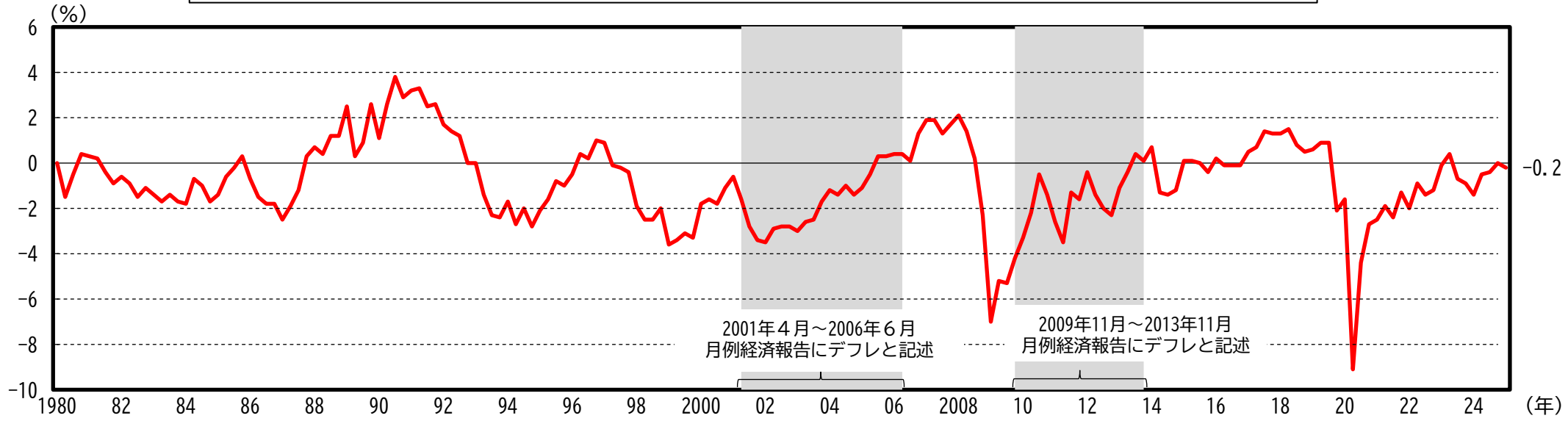
潜在GDPと実質GDP



潜在成長率（潜在GDPの伸び率）の国際比較



GDPギャップの長期推移



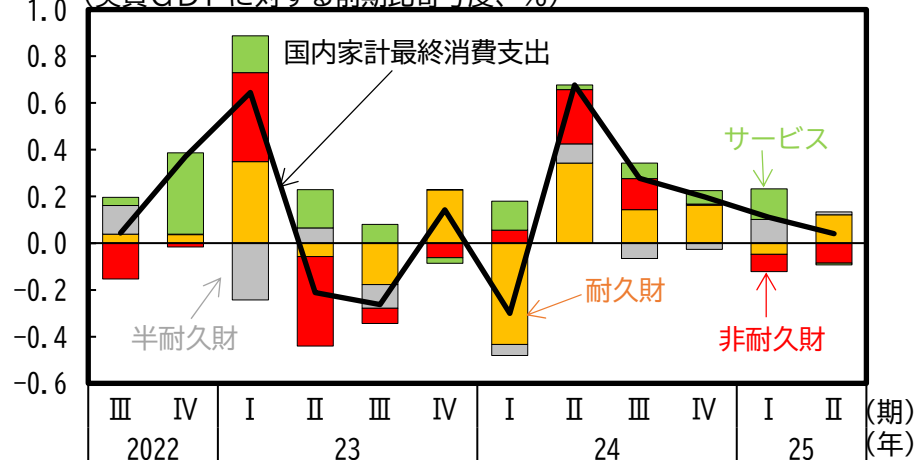
(備考) 1. 左上図は、内閣府推計値、内閣府「国民経済計算」により作成。2025年1-3月期2次速報時点。
2. 右上図は、日本は内閣府推計値、米国は米国議会予算局推計値、その他の国はOECD「Economic Outlook No.117」により作成。日本の値は2025年1-3月期の値、その他の国は2024暦年値。
3. 下図は、内閣府推計値により作成。

個人消費

～消費者マインドの改善に遅れがみられるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる～

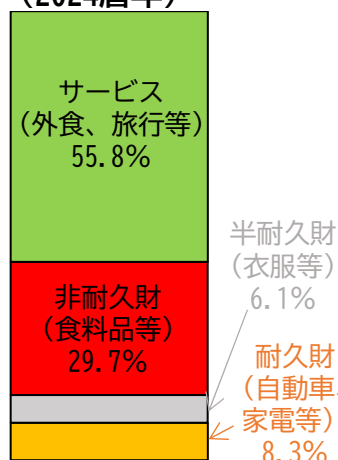
①形態別個人消費

(実質GDPに対する前期比寄与度、%)



②形態別シェア

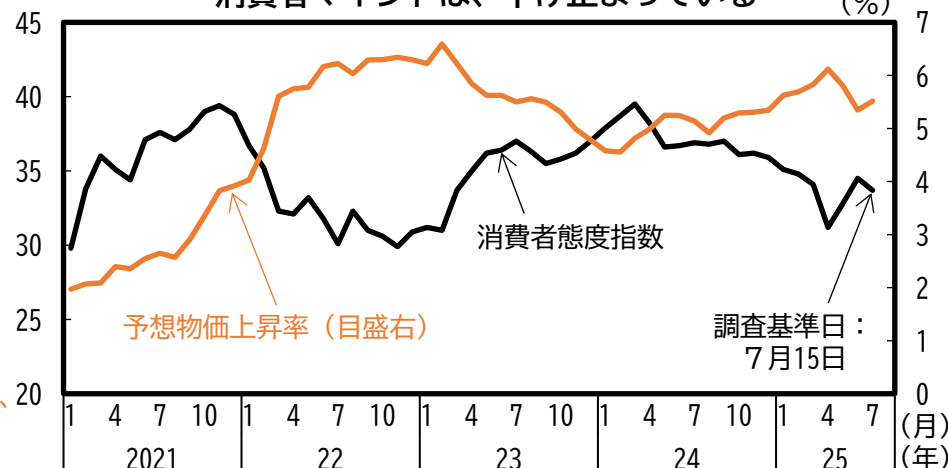
(2024暦年)



④消費態度指数と予想物価上昇率

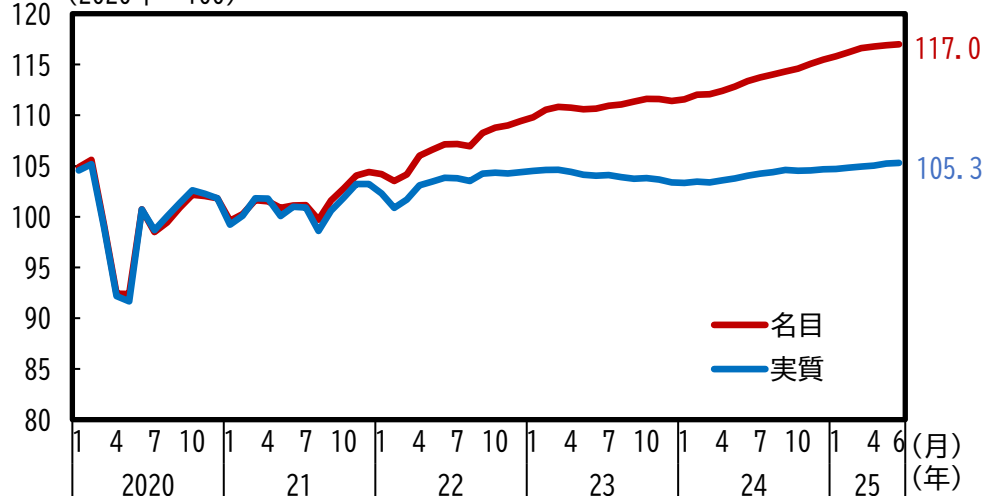
～消費者マインドは、下げ止まっている～

(%)



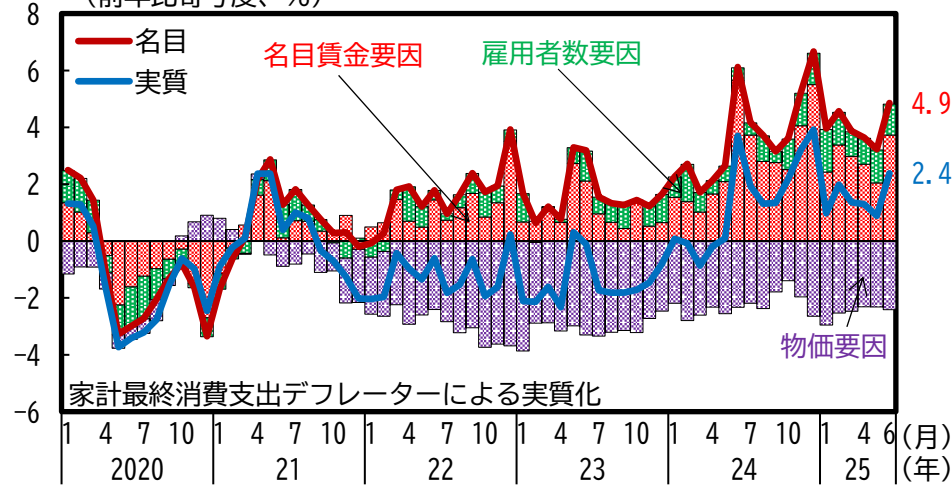
③総消費動向指数 (CTIマクロ)

(2020年=100)



⑤総雇用者所得

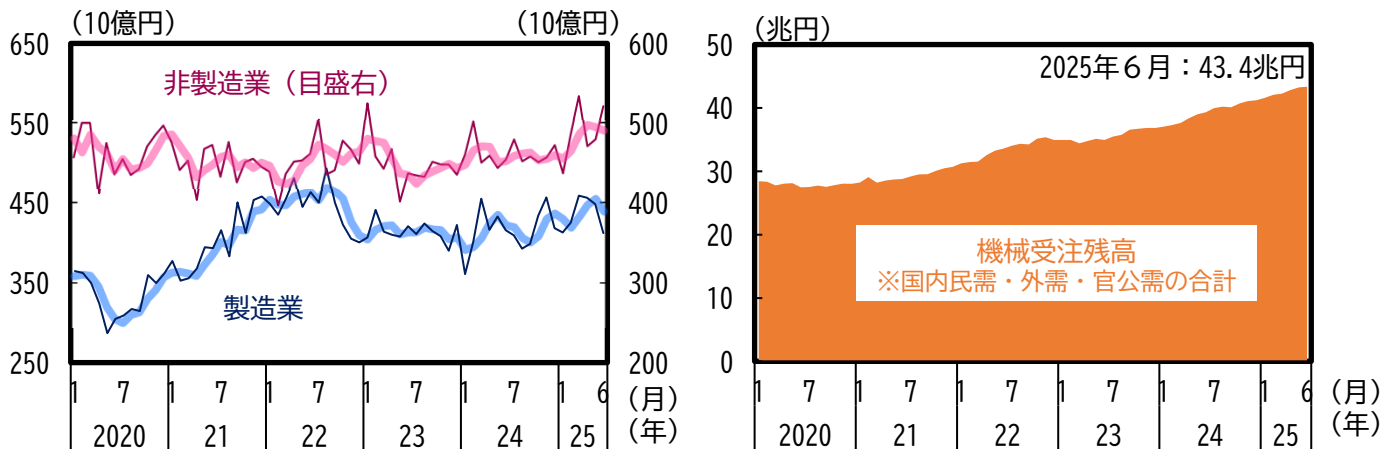
(前年比寄与度、%)



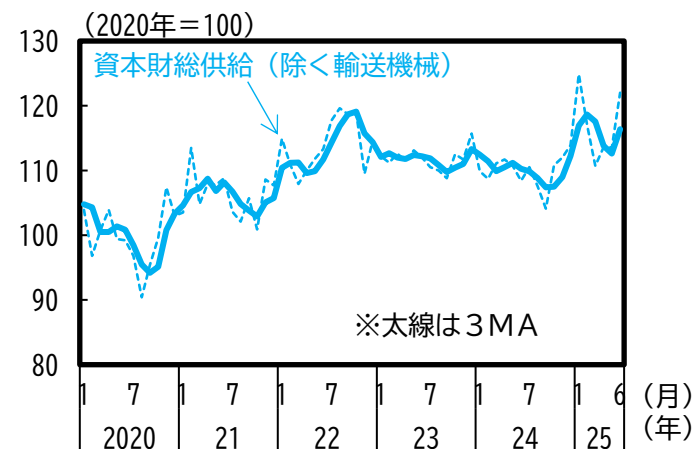
(備考) 内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数(CTI)」により作成。「形態別個人消費」は、2025年4-6月期第1次速報時点、季節調整値、実質値。「総消費動向指数(CTIマクロ)」は、需要側統計(家計調査等から作成される総務省「世帯消費動向指数(CTIミクロ)」)、供給側統計(名目系列は経済産業省「商業動態統計」及び総務省「サービス産業動態統計調査」、実質系列は経済産業省「鉱工業指数」及び「第3次産業活動指数」)から合成された指標。「消費者態度指数」は2人以上の世帯、季節調整値。「予想物価上昇率」は「日ごろよく購入する品物の価格について、1年後どの程度になると思いますか」という問に対する世帯の回答結果のうち、上昇、下落ともに「2%未満」を1%、「2%以上～5%未満」を3.5%、「5%以上～10%未満」を7.5%、「10%以上」を10%として、それぞれの回答者割合で加重平均した値。「総雇用者所得」は家計最終消費支出デフレーターによる実質化。

設備投資 ～持ち直しの動きがみられる～

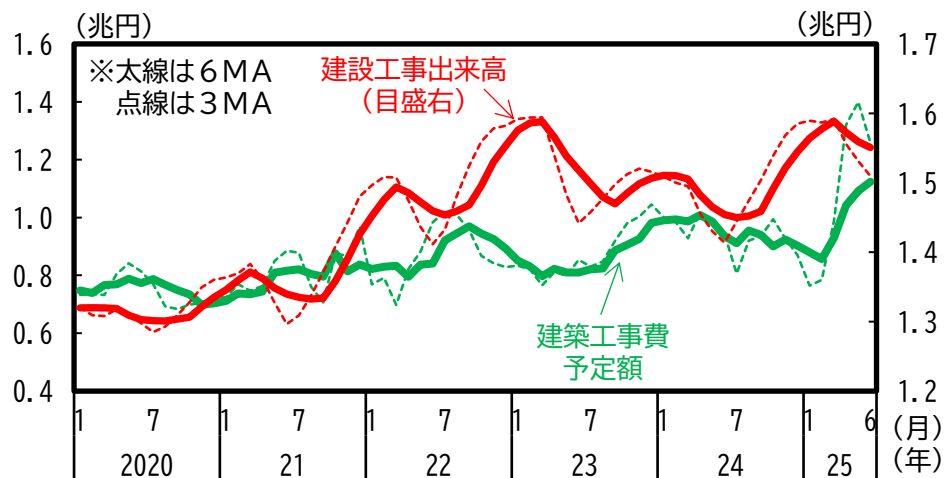
機械受注 ～持ち直しの動きがみられる～



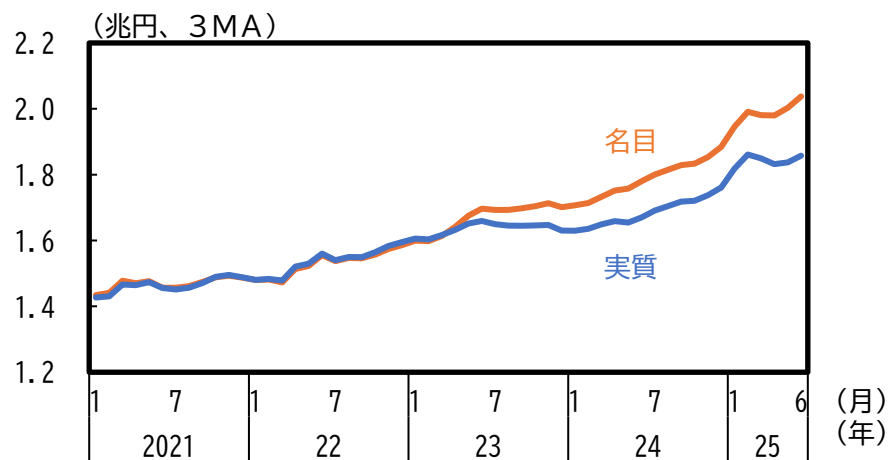
資本財総供給 ～おおむね横ばい～



建築工事費予定額 ～持ち直しの動きがみられる～



ソフトウェア投資 ～増加している～

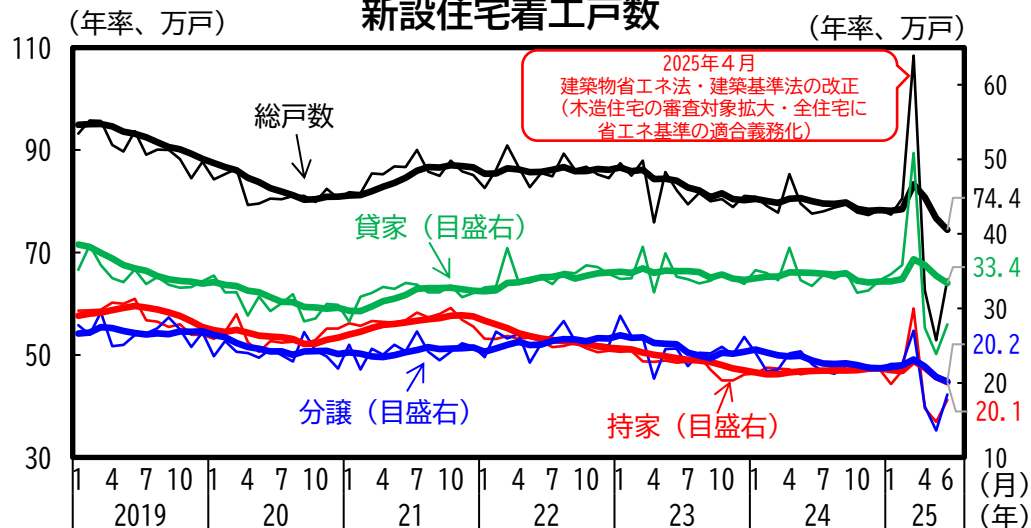


- （備考）1. 左上図、中上図は、内閣府「機械受注統計調査報告」により作成。機械受注残高のみ原数値、その他は季節調整値。太線は後方3か月移動平均。非製造業は船舶・電力を除く。
 2. 右上図は、経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」により作成。点線は季節調整値、太線は季節調整値の後方3か月移動平均。
 3. 左下図は、国土交通省「建築着工統計調査」、「建設総合統計」により作成。建築工事費予定額は、民間非居住用。建設工事出来高は、民間の非住宅建設と土木の合計。ともに原数値の後方3・6か月移動平均。
 4. 右下図は、総務省「サービス産業動態統計調査」、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。内閣府による季節調整値の後方3か月移動平均。実質値は、名目値を企業向けサービス価格指数（受託開発ソフトウェア（除組込み））で除して算出。2023年12月以前は、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」の前年比伸び率で割り戻して接続させた試算値。

住宅建設

～建築物省エネ法等改正に伴う駆け込み需要の反動もあり、このところ弱含んでいる～

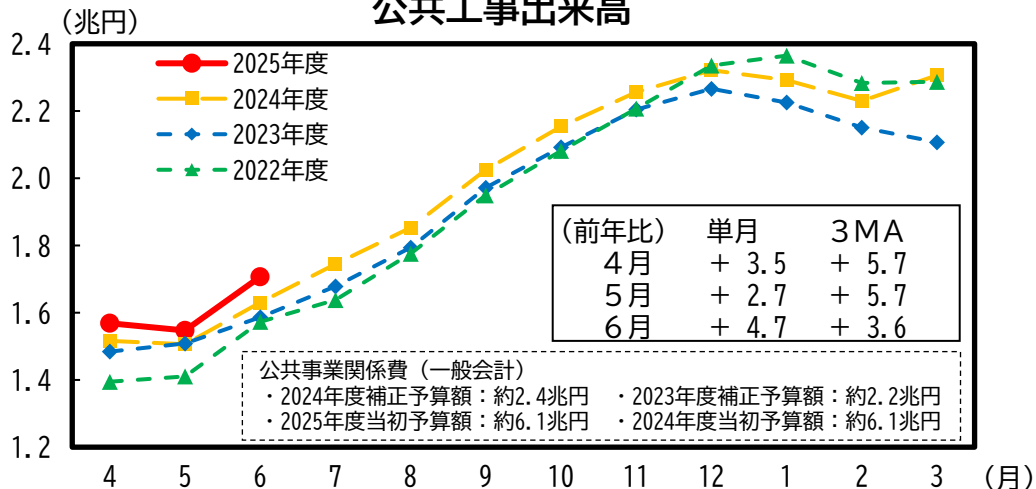
新設住宅着工戸数



公共投資

～堅調に推移している～

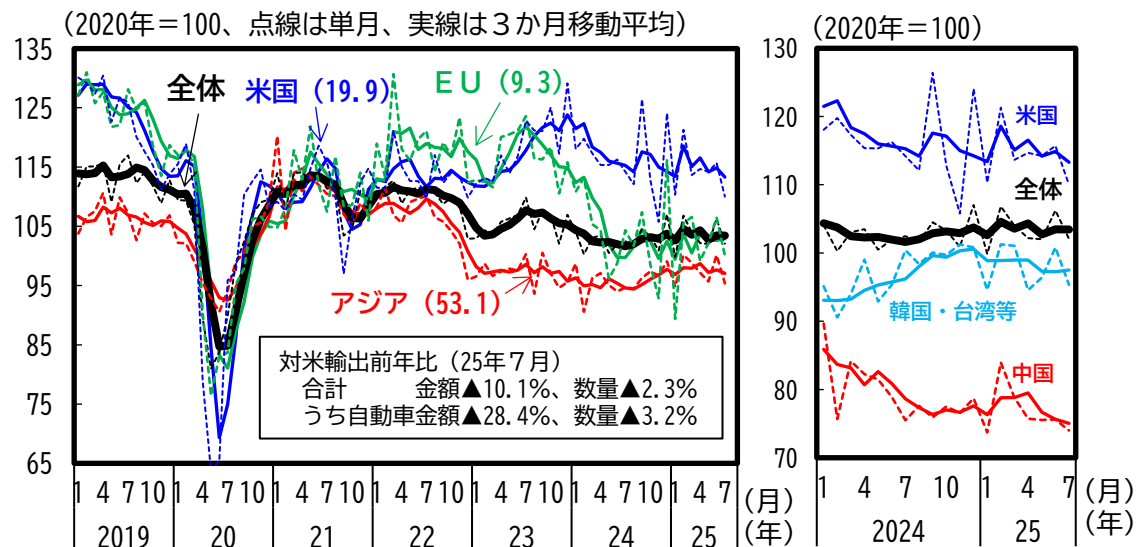
公共工事出来高



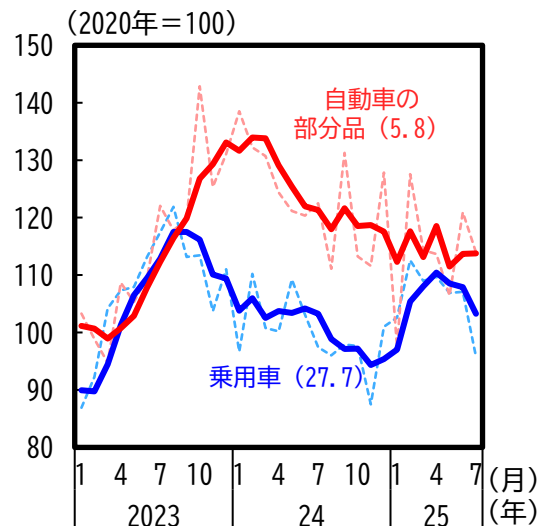
輸出

～おおむね横ばいとなっている～

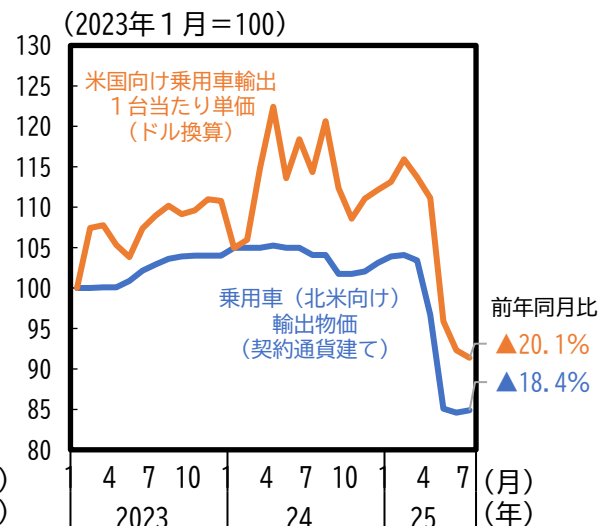
輸出数量指数 (地域別)



米国向け自動車輸出数量



米国向け自動車輸出価格



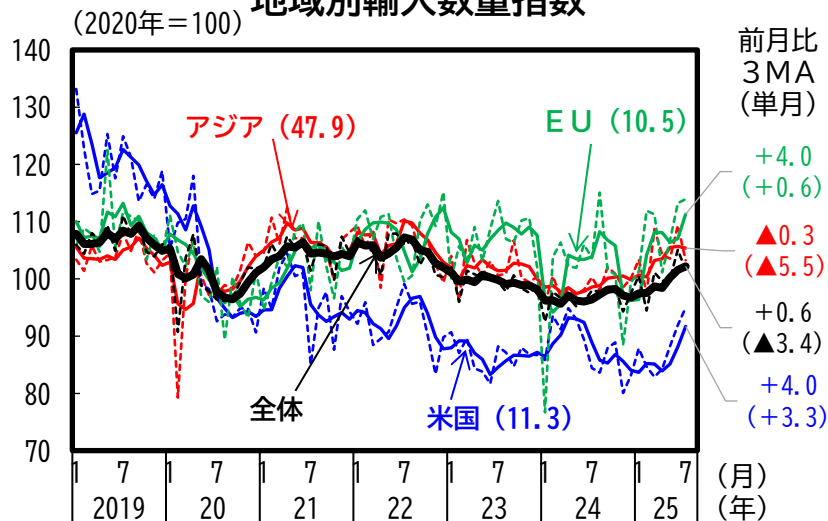
(備考) 1. 左上図は、国土交通省「住宅着工統計」により作成。季節調整値。太線は後方6か月移動平均。

2. 左下図は、国土交通省「建設総合統計」により作成。点線枠内は、財務省予算関係資料、国土交通省「公共事業の執行状況について」により作成。

3. 右図は、財務省「貿易統計」、日本銀行「企業物価指数」により作成。輸出数量指数については、内閣府による季節調整値であり、実線は3か月移動平均、破線は単月。図中の () 内は、2024年輸出金額シェア (%)。ただし、「韓国・台湾等」はN I E s からシンガポールを控除。米国向け自動車輸出価格単価の円ドル換算は中心相場の月中平均値。

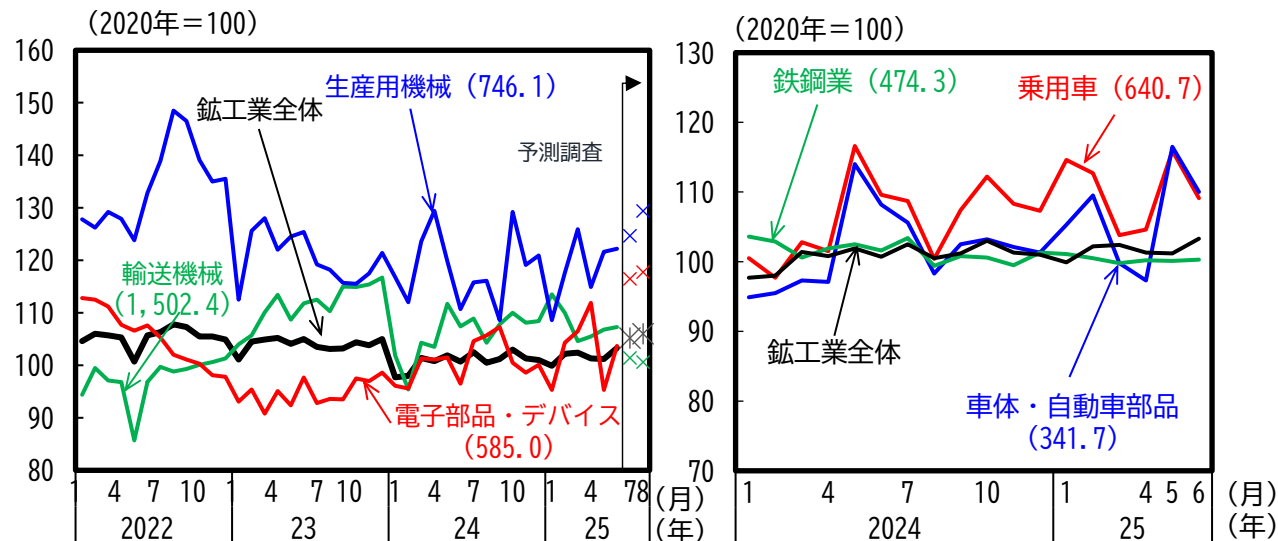
輸入 ～持ち直しの動きがみられる～

地域別輸入数量指数



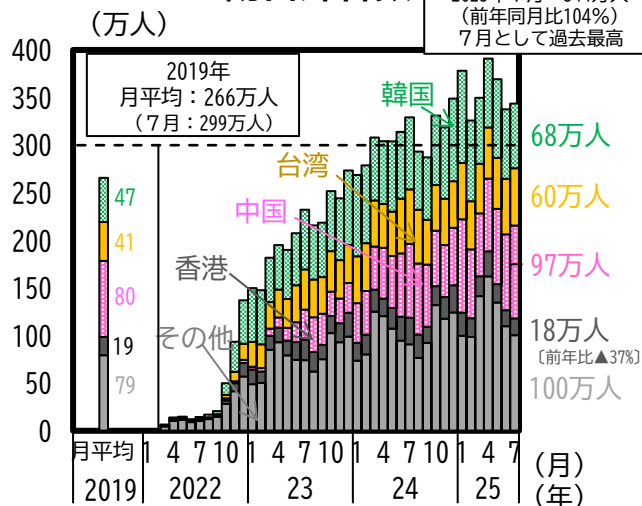
生産 ～横ばいとなっている～

鉱工業生産指数の推移

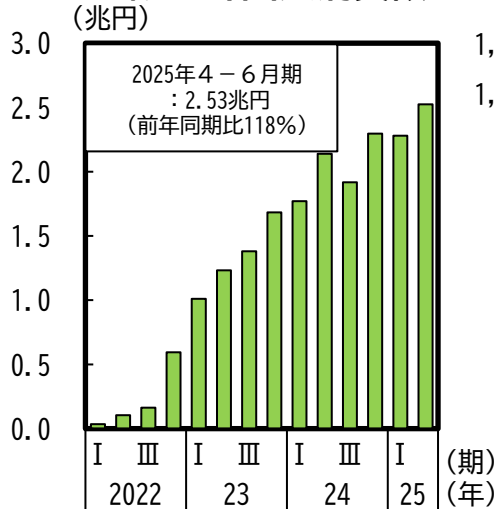


インバウンド

訪日外客数

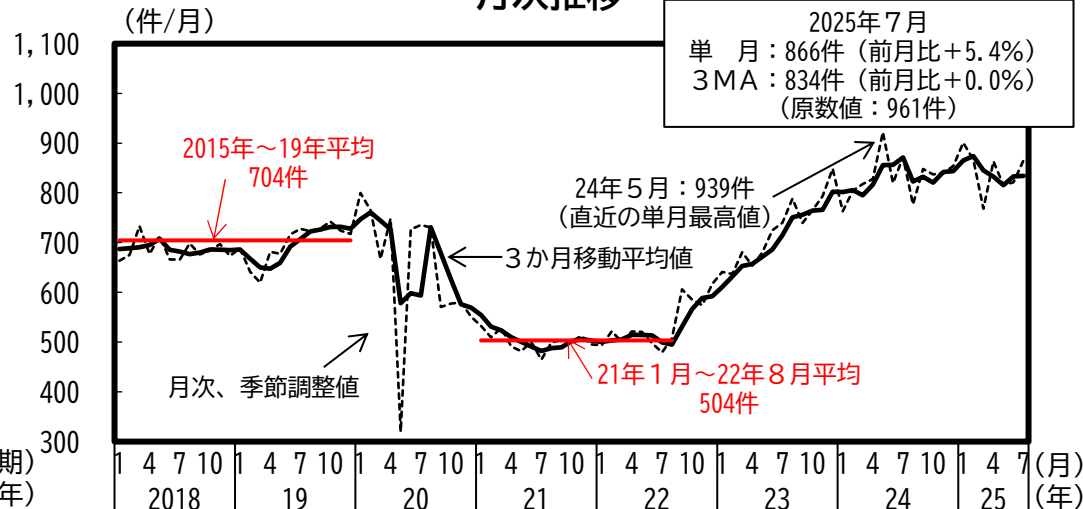


訪日外国人消費額



倒産 ～おおむね横ばいとなっている～

月次推移



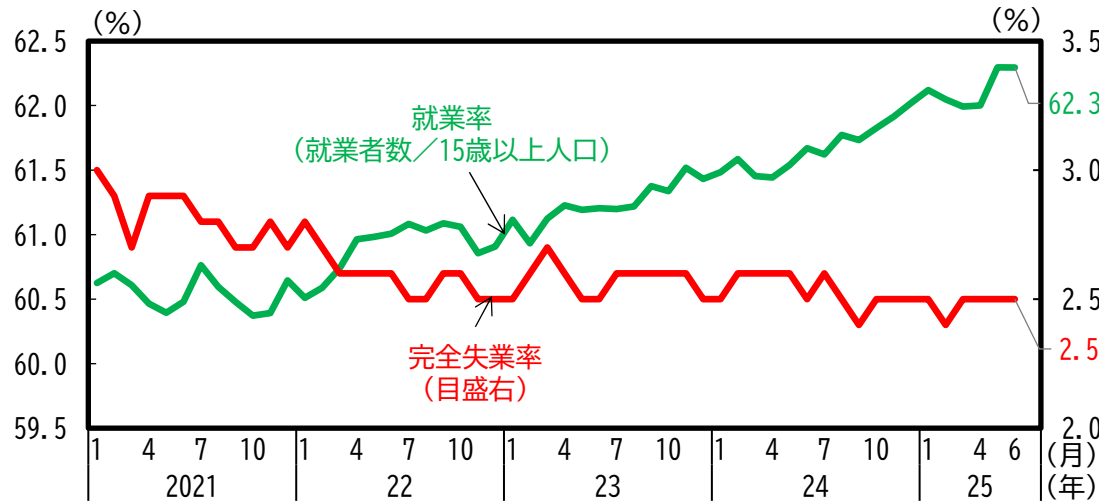
(備考) 1. 左上図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値、()内は、2024年金額シェア(%)。実線は後方3か月移動平均、破線は単月。

2. 左下図は、日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」、観光庁「インバウンド消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」により作成。

3. 右上図は、経済産業省「鉱工業指数」により作成。季節調整値。()内はそれぞれ「鉱工業指数」の中の一万分比のウェイト。4. 右下図は、東京商工リサーチ「倒産月報」により作成。内閣府による季節調整値。

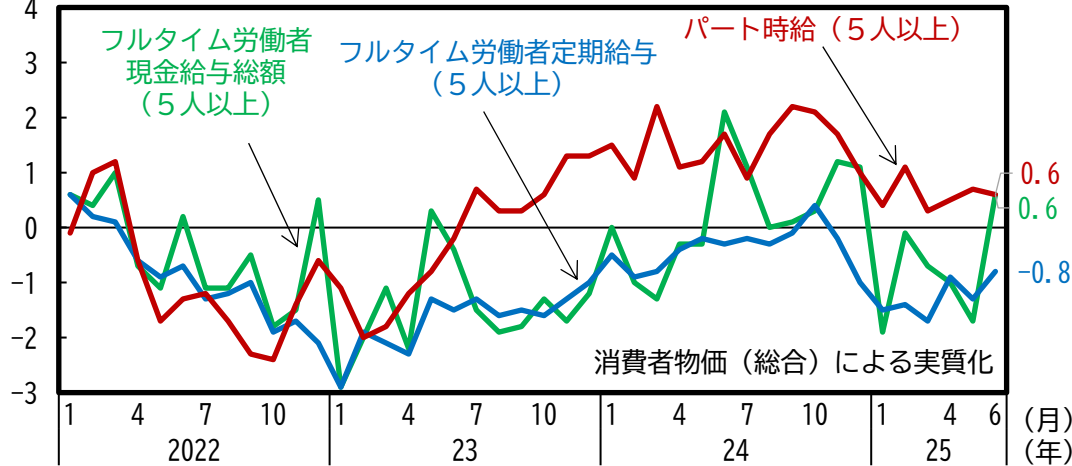
雇用情勢 ～改善の動きがみられる～

就業率・完全失業率



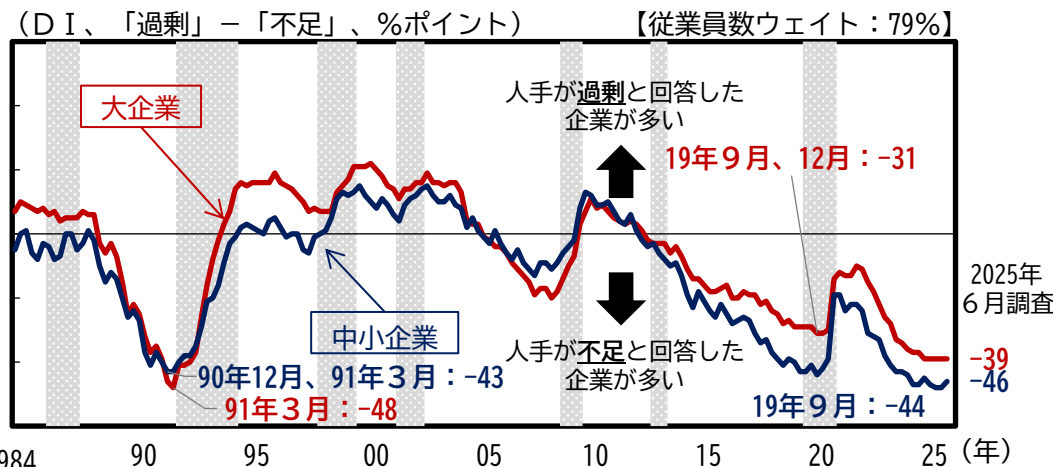
就業形態別の実質賃金

(前年比、%)

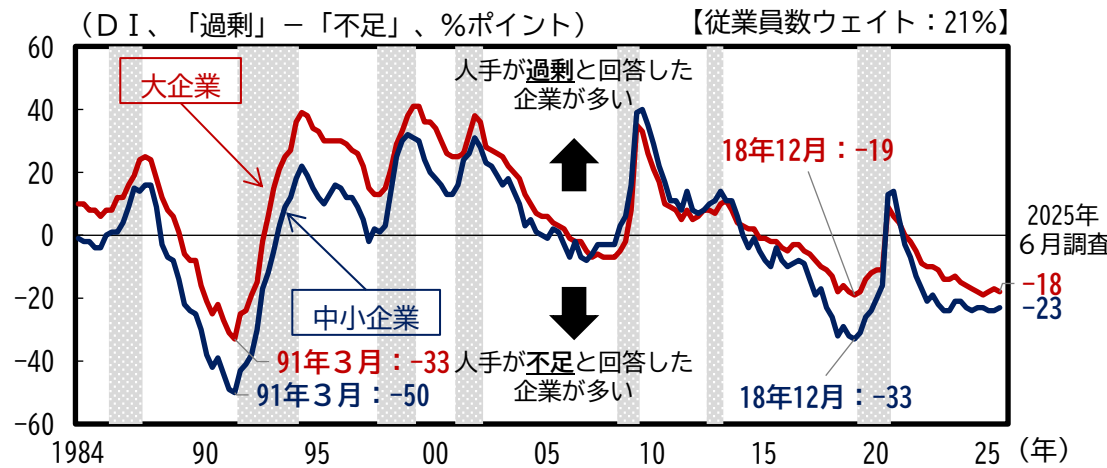


企業の人手不足感の状況

非製造業の雇用人員判断D I (人手が「過剰」－「不足」)



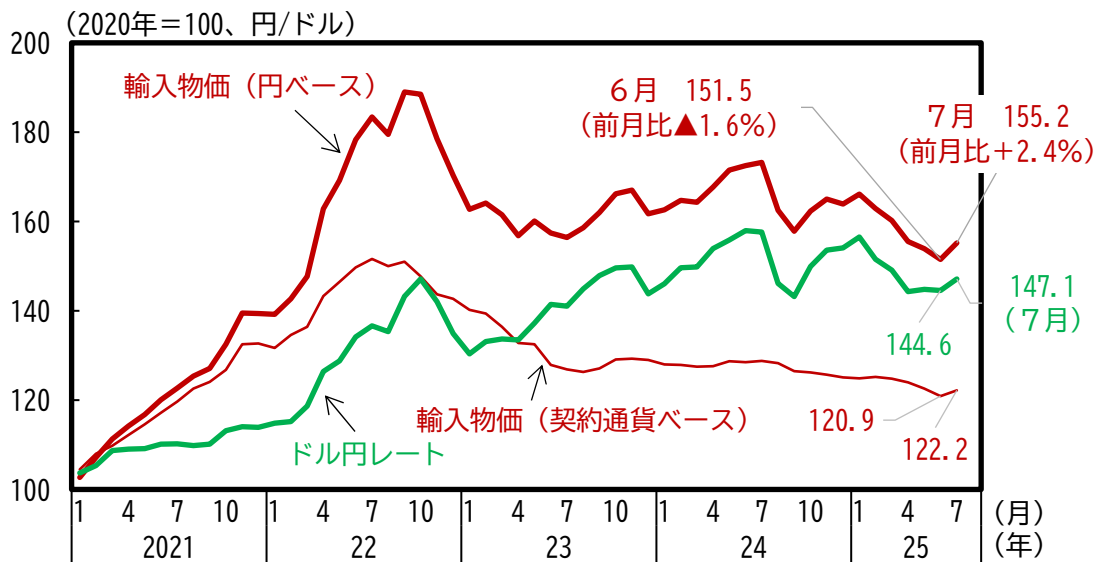
製造業の雇用人員判断D I (人手が「過剰」－「不足」)



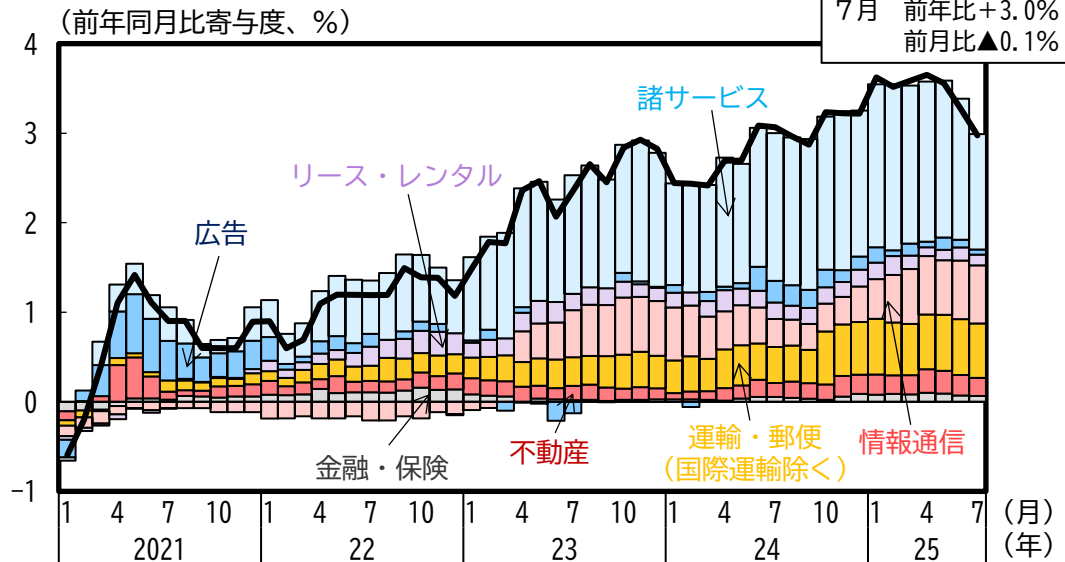
(備考) 1. 左上図は、総務省「労働力調査」により作成。季節調整値。就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。左下図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」及び総務省「消費者物価指数」により内閣府が計算。

2. 右図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、内閣府「景気基準日付」、財務省「年次別法人企業統計調査」により作成。図中のシャドーは景気の山から谷までの期間を示す。従業員数のウェイトは2023年度における金融業、保険業を除く全産業ベースに占める割合。

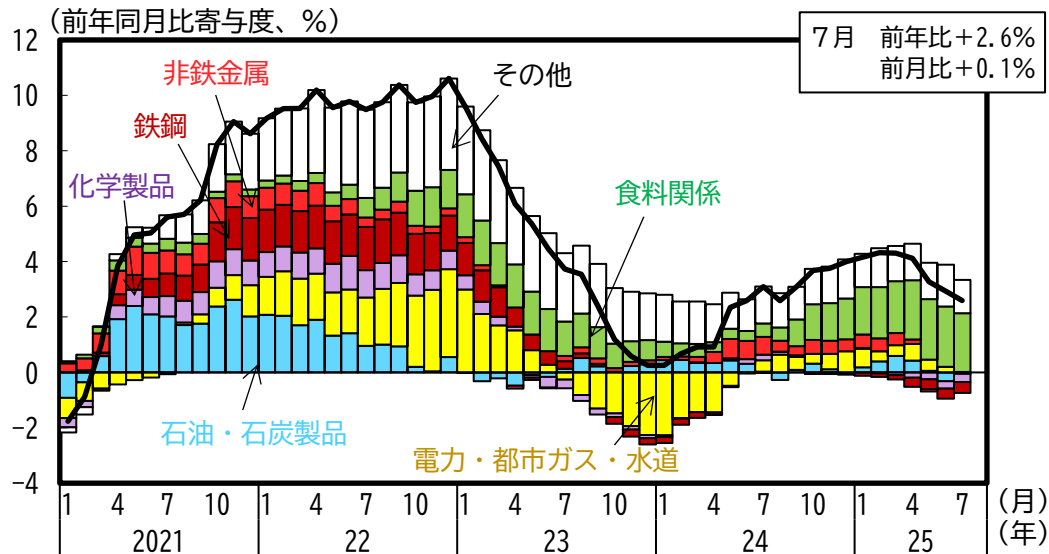
輸入物価 ～おおむね横ばいとなっている～



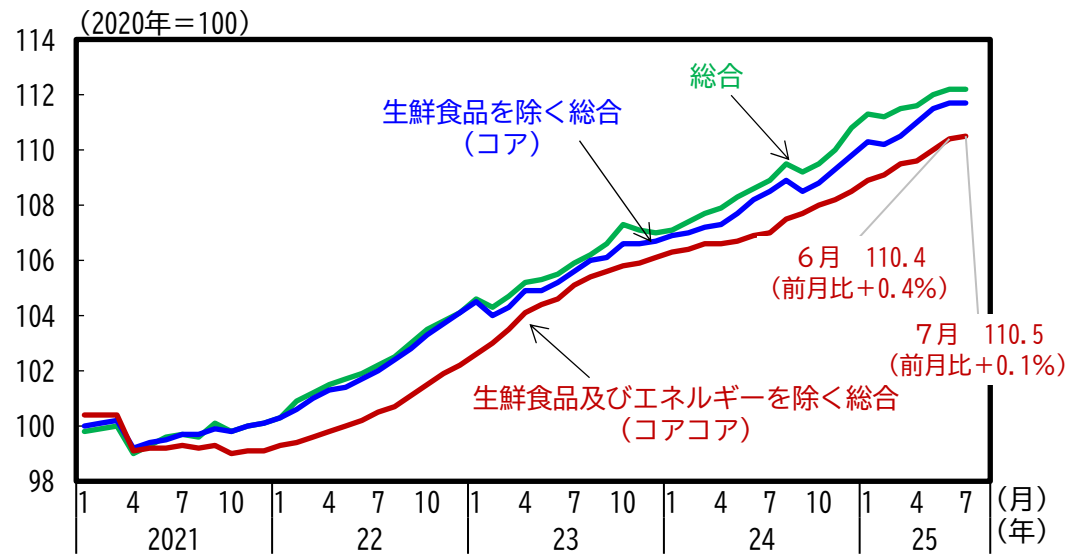
企業向けサービス価格 ～緩やかに上昇している～



国内企業物価 ～このところ上昇テンポが鈍化している～



消費者物価指数 ～上昇している～



- (備考)
1. 左上図は、日本銀行「企業物価指数」、Bloombergにより作成。
 2. 左下図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。夏季電力料金調整後。
 3. 右上図は、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。国際運輸を除くベース。前月比は、内閣府による季節調整値。
 4. 右下図は、総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準・季節調整値。

参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断①）

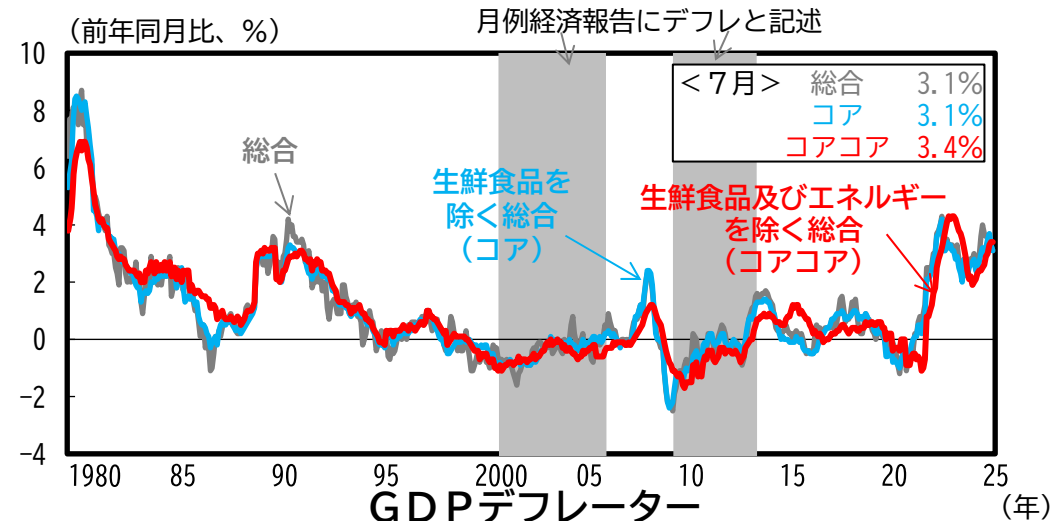
- ◆ デフレ脱却とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」。現在は、物価が持続的に下落するデフレの状態にない。一方、デフレに後戻りしないという状況を把握するためには、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調に加え、その背景として、GDPギャップ、単位労働費用、賃金上昇、企業の価格転嫁の動向、物価上昇の広がり、予想物価上昇率など、幅広い指標を総合的に確認する必要。
- ◆ 四半世紀にわたり続いた、賃金も物価も据え置きで動かないという凍りついた状況が変化し、賃金と物価の好循環が回り始め、デフレ脱却に向けた歩みは着実に進んでいる（次ページ）。

デフレ脱却の定義と判断について

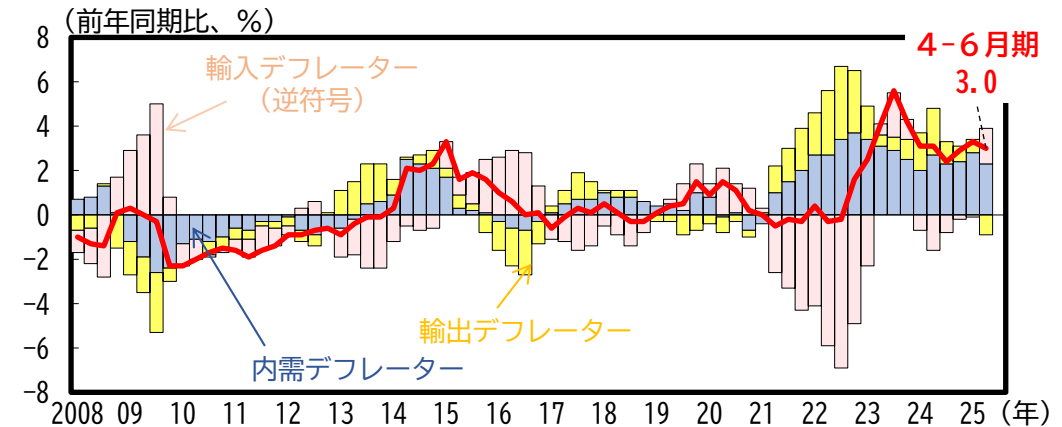
平成18年3月15日
参議院予算委員会への提出資料

- 「デフレ脱却」とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」
- その実際の判断に当たっては、足元の物価の状況に加えて、再び後戻りしないという状況を把握するためにも、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調や背景(注)を総合的に考慮し慎重に判断する必要がある。
(注)例えば、需給ギャップやユニット・レーバー・コスト(単位当たりの労働費用)といったマクロ的な物価変動要因
- したがって、ある指標が一定の基準を満たせばデフレを脱却したといった一義的な基準をお示しすることは難しく、慎重な検討を必要とする。
- デフレ脱却を政府部内で判断する場合には、経済財政政策や経済分析を担当する内閣府が関係省庁とも認識を共有した上で、政府として判断することとなる。

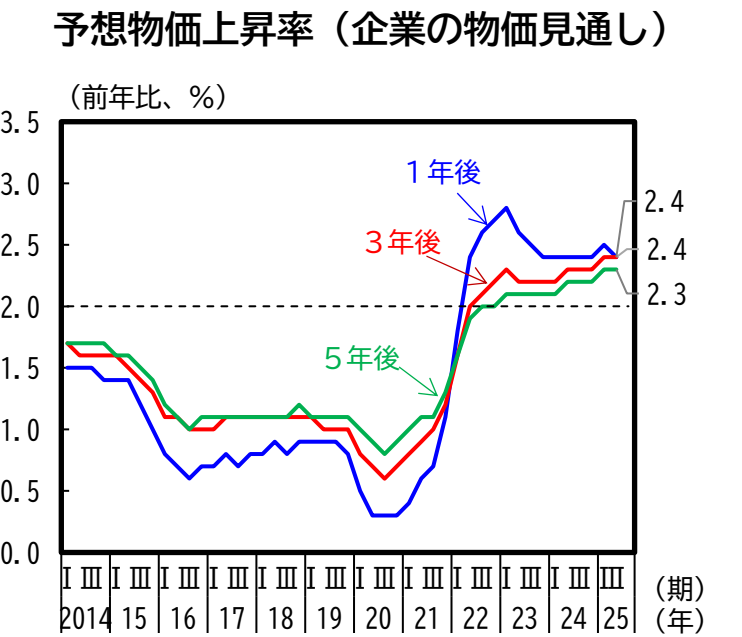
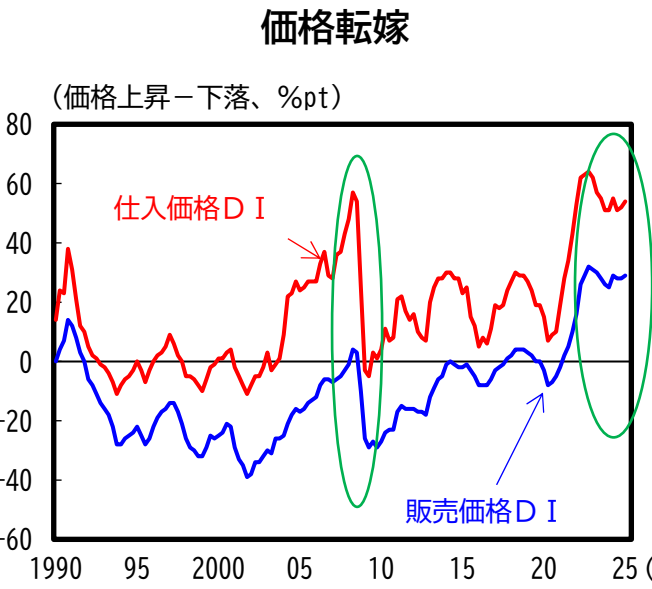
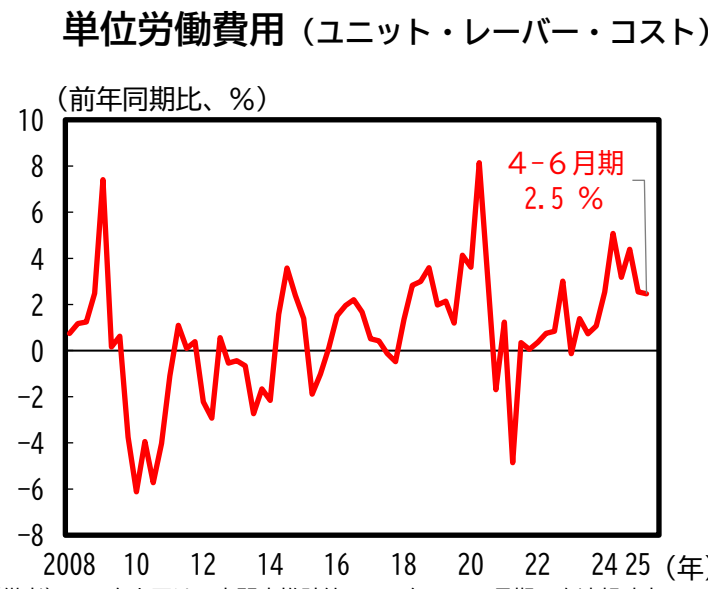
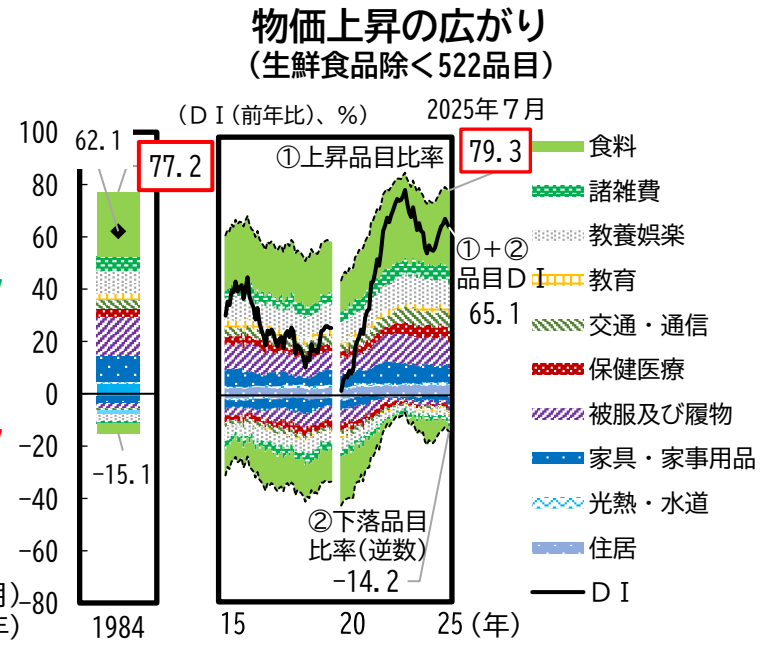
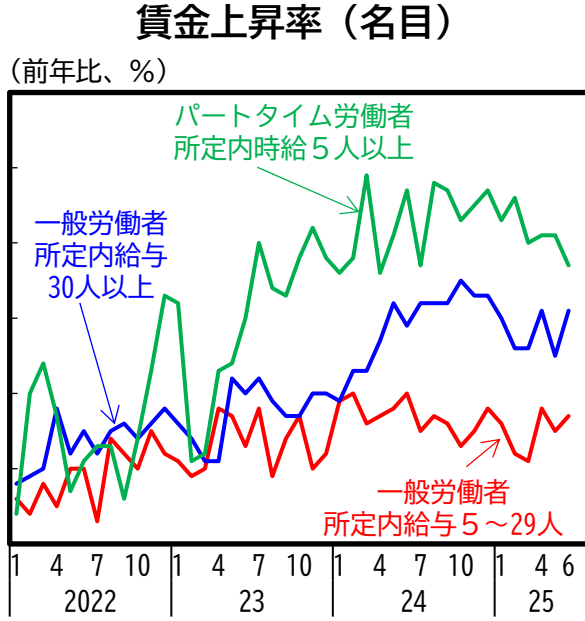
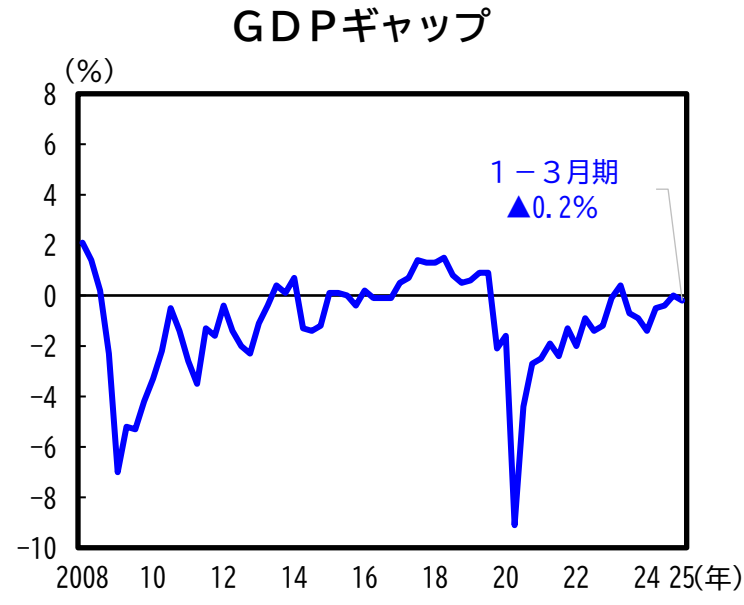
消費者物価上昇率（消費税率引き上げの影響を除く）



(内需デフレーター、輸出デフレーター、輸入デフレーターの寄与度)

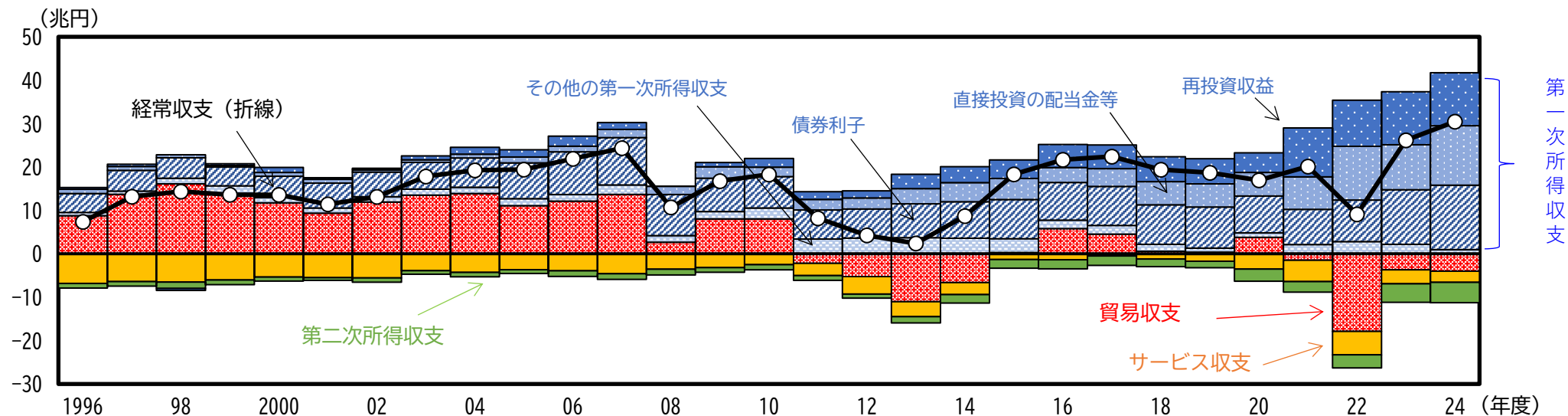


(備考) 1. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。
2. 右下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。

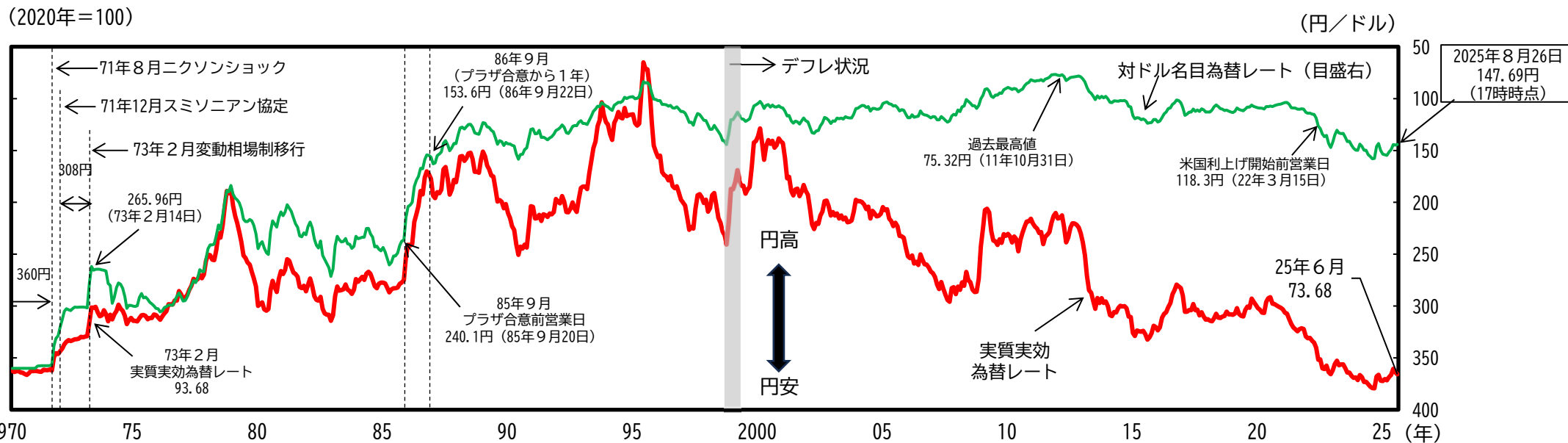


(備考) 1. 左上図は、内閣府推計値。2025年1-3月期2次速報時点。
2. 左下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。単位労働費用は、名目雇用者報酬/実質GDP。
3. 中上図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
4. 中下図及び右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成（いずれも全規模全産業）。中下図のD Iは、「上昇」と答えた企業の割合から、「下落」と答えた企業の割合を差し引いたもの。右下図は、各年後時点における物価全般（消費者物価指数をイメージ）の前年比の見通し。
5. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。消費税率引き上げの影響があった2015年1月～3月及び2019年10月～2020年9月のデータは除いている。

経常収支の長期推移

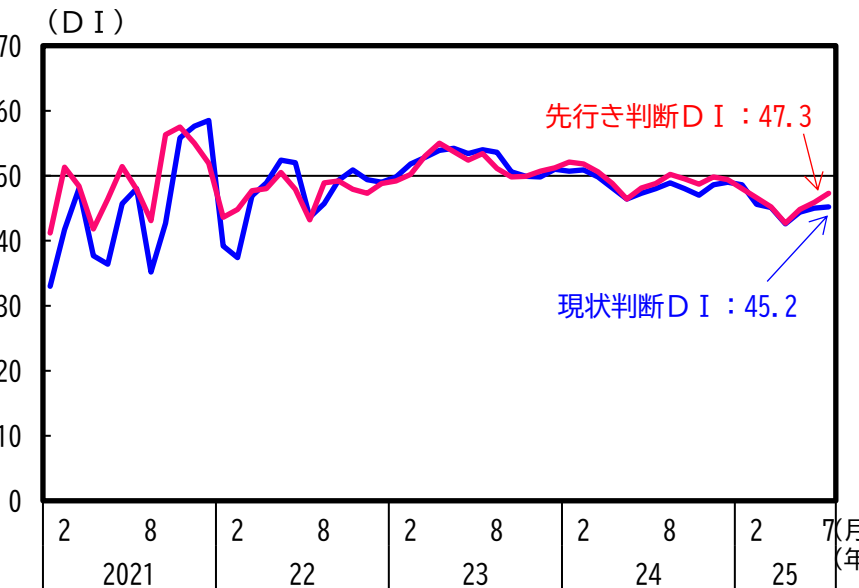


為替レートの長期推移

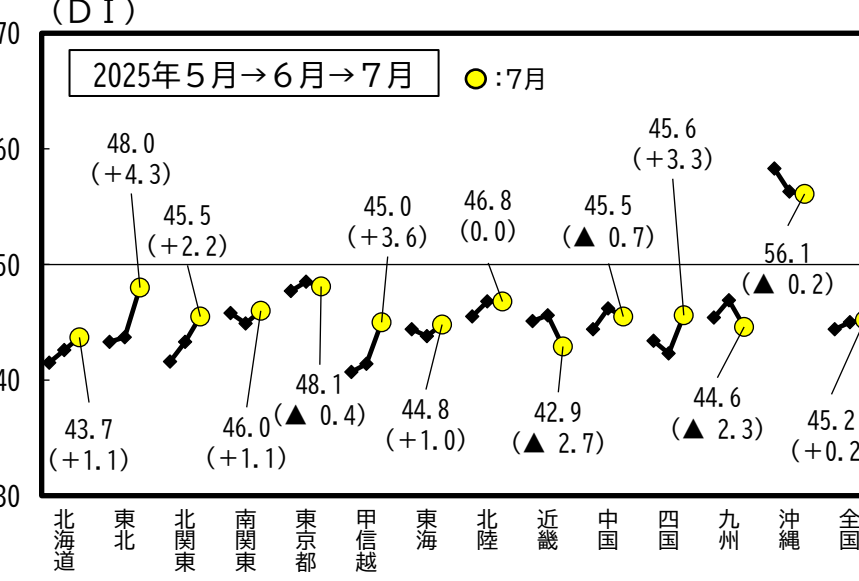


(備考) 1. 上図は、財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。
2. 下図は、日本銀行、Bloombergにより作成。対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場 (月中平均)。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。

1 図 現状判断D I・先行き判断D Iの推移（全国）



2 図 地域別現状判断D Iの推移



3 図 地域別景気判断理由の概要（現状判断、7月）

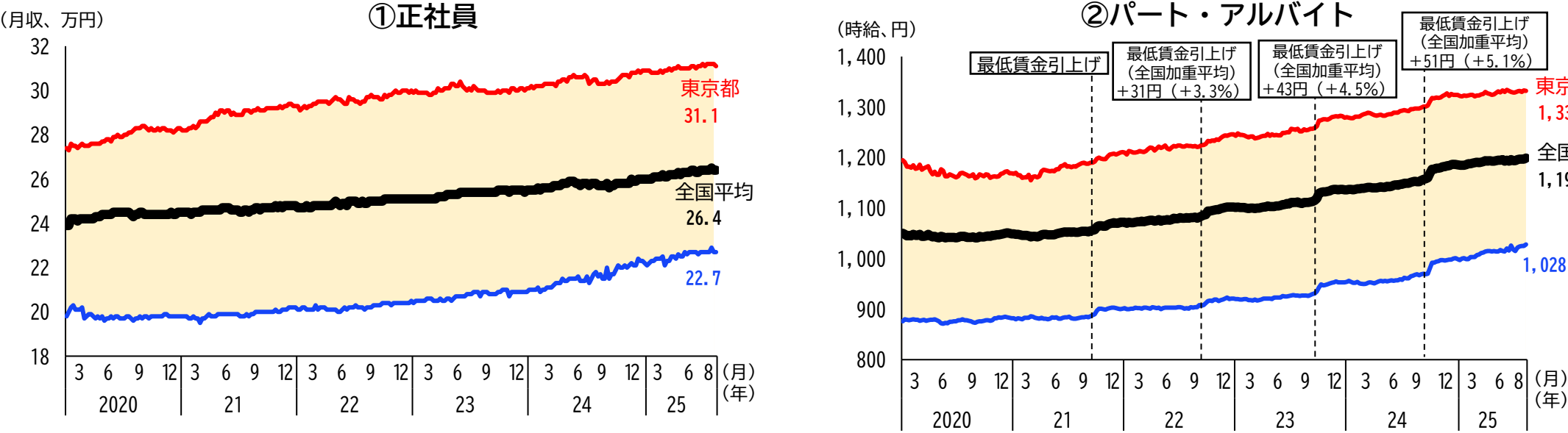
地域名	プラス要因のコメント	マイナス要因のコメント
北海道	管内を訪れる観光客が増えていることで、景気は良好に推移している。（高級レストラン）	米に加えて、豚肉、鶏肉、牛乳、卵など、食べる頻度の高い食品の値上がりが続いていることで、客の買物の仕方がシビアになっている。（スーパー）
東北	海外旅行の相談をする客が増えている。国内でも沖縄や大阪・関西万博といった比較的高額な申込みをする客が多くなっている。（旅行代理店）	来客数は前月より増えているが、低単価の居酒屋部門、高単価の和食部門のいずれも、予算をかなり低く抑えている人や会社が多い。（一般レストラン）
北関東	季節的に、化粧品ではUVファンデーション等の売上が伸びてきている。（美容室）	資材経費の増加に加え、熱中症対策義務化への対応費用の増加もあり、利益がなかなか確保できない。（不動産業）
南関東	世間も当社も夏季ボーナスの増加、販売額の前年超えなど、前年よりは良くなっている。（スーパー）	インバウンドは前年と比較して大幅な減少傾向が続いている。特に、高額品における中国人の購買動向が鈍化している。（百貨店）
甲信越	7月は毎年恒例のビヤガーデンを開催しており、前年よりも値上げをしたが、来客数が1割増えている。消費者は、値上げに関して理解ができています。（都市型ホテル）	6月から続く異常気象による連日の猛暑で、日中の客足が非常に少ない。（商店街）
東海	米国の関税率が確定しつつあるため、半導体関連の止まっていたプロジェクトの再開や、設備投資が決定する案件が増えてきた。（一般機械器具製造業）	物価が上がっているため、客の財布のひもが緩まない。（その他サービス【介護サービス】）
北陸	売上は前年比約3%上昇している。客は物価高に慣れてきており、スーパー等でも値上げが状態化しているため、高単価の商品でも抵抗なく購入する人が増えている。（コンビニ）	インバウンドの国籍の構成が大きく変化し、売上が前年から大幅に減少している。中国からの団体客が減少し、欧米からの観光客が増えているが、高価格な商品の購買意欲等が異なるため、来客数の増加で売上の減少をカバーできていない。（商店街）
近畿	客は必要な物から購入する傾向で、直近では浴衣が売れている。浴衣を着て出掛ける気持ちが出てきており、少し景気は良くなっている。（一般小売店【呉服】）	5～6月に夏の暑さが続き、エアコンを始めとした暑さ対策家電の動きが前倒しとなった。それに伴い、7月売上は例年より抑えられている。（家電量販店）
中国	猛暑の影響からか、配車回数が増加している。これまで伸びなかった昼から夕方にかけての呼び止め乗車、無線回数も前年を上回っている。（タクシー会社）	米国関税により、売上見込みと考えていた中国で受注した大型装置のキャンセルが発生しており、高額なため影響は大きい。（電気機械器具製造業）
四国	単価の上昇が続き、売上の増加につながっている。（スーパー）	暑さのため、高齢の客は、昼間に外出しない。（美容院）
九州	猛暑のため、接触冷感等機能のある夏物の売行きが好調である。（衣料品専門店）	災害の風評被害を受け、アジア系インバウンドが減少し、来客数の動きが悪くなっている。（観光型ホテル）
沖縄	大型レジャー施設の開業に伴い、周辺のコンビニやスーパー、飲食店等の発注が増加している。（輸送業）	求人に対しての求職者の動きが鈍く、マッチングしても仕事が合わず短期で終了する者も多い。（人材派遣会社）

（備考）内閣府「景気ウォッチャー調査」（調査対象者2,050人、有効回答者数1,800人）により作成。1図、2図は季節調整値。

1 図 都道府県別最低賃金の答申（34都道府県答申済）

	引上げ後 最低賃金	引上げ額（率）	発効予定日		引上げ後 最低賃金	引上げ額（率）	発効予定日		引上げ後 最低賃金	引上げ額（率）	発効予定日
全国	1,118円	63円（5.97%）	-	富山県	1,062円	64円（6.41%）	10/12	島根県	1,033円	71円（7.38%）	11/17
北海道	1,075円	65円（6.44%）	10/4	石川県	1,054円	70円（7.11%）	10/8	岡山県	1,047円	65円（6.62%）	12/1
青森県	-	-	-	福井県	1,053円	69円（7.01%）	10/8	広島県	1,085円	65円（6.37%）	11/1
岩手県	-	-	-	山梨県	-	-	-	山口県	1,043円	64円（6.54%）	10/16
宮城県	1,038円	65円（6.68%）	10/4	長野県	1,061円	63円（6.31%）	10/3	徳島県	-	-	-
秋田県	1,031円	80円（8.41%）	26/3/31	岐阜県	1,065円	64円（6.39%）	10/18	香川県	1,036円	66円（6.80%）	10/18
山形県	-	-	-	静岡県	1,097円	63円（6.09%）	11/1	愛媛県	-	-	-
福島県	-	-	-	愛知県	1,140円	63円（5.85%）	10/18	高知県	-	-	-
茨城県	1,074円	69円（6.87%）	10/12	三重県	1,087円	64円（6.26%）	11/21	福岡県	1,057円	65円（6.55%）	11/16
栃木県	1,068円	64円（6.37%）	10/1	滋賀県	1,080円	63円（6.19%）	10月上旬	佐賀県	1,030円	74円（7.74%）	11/21
群馬県	1,063円	78円（7.92%）	26/3/1	京都府	-	-	-	長崎県	-	-	-
埼玉県	1,141円	63円（5.84%）	11/1	大阪府	1,177円	63円（5.66%）	10/16	熊本県	-	-	-
千葉県	1,140円	64円（5.95%）	10/3	兵庫県	1,116円	64円（6.08%）	10/4	大分県	-	-	-
東京都	1,226円	63円（5.42%）	10/3	奈良県	1,051円	65円（6.59%）	11/16	宮崎県	1,023円	71円（7.46%）	11/16
神奈川	1,225円	63円（5.42%）	10/4	和歌山県	1,045円	65円（6.63%）	11/1	鹿児島県	-	-	-
新潟県	1,050円	65円（6.60%）	10/2	鳥取県	1,030円	73円（7.63%）	10/4	沖縄県	1,023円	71円（7.46%）	12/1

2 図 都道府県別募集賃金の推移（ビッグデータ・最新週は8月11日）



（備考） 1. 1 図は、厚生労働省及び各都道府県労働局公表資料により作成（8月26日時点）。答申が行われていないところは「-」としている。
2. 2 図は、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。HRog賃金Nowは、株式会社ナウキャストが作成している、求人広告サイトに掲載されている募集賃金を抽出・集計したビッグデータ。

参考 米国の通商政策の動向関連（概要）

（日本時間 8月26日時点）

主要国・地域別

国・地域	相互関税率(%)		その他 追加関税率 (%)	現在の 追加関税率 (%)	備考
	4/2 発表	7/31 発表			
日本	24	15	—	15	相互関税に関する新たな大統領令の適用が8月7日に開始されたが、過去一貫して相互関税に係る合意内容について、日米間の認識に齟齬がない旨、8月6日～7日、米国閣僚との間で改めて確認済。 【相互関税について】 ・既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される。 →今後適時に大統領令を修正する措置がとられ、その際には8月7日以降に徴収される相互関税のうち、日米間の合意の内容を上回る部分について、8月7日に遡って払い戻される予定。 【品目別関税について】 ・自動車・同部品に対する追加関税率25%を15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ。 →上記の大統領令の修正措置と同じタイミングで、自動車・同部品に対する関税を引き下げる大統領令が発出予定。 ・半導体や医薬品といった経済安全保障上重要な物資について、仮に将来関税が課される場合も、日本が他国に劣後する扱いとならない。
EU	20	15(*)	—	15(*)	(*)既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される。
英国	10	10	—	10	—
スイス	31	39	—	39	—
中国	34	10(*)	20(**)	30	(*)5月14日以降、34%の相互関税率が一時的に10%に引き下げられている（11月10日まで継続）。 (**)不法移民や違法薬物等を理由に、2月4日から10%、3月3日から10%の追加関税がそれぞれ発動済。
ベトナム	46	20	—	20	—
台湾	32	20	—	20	—
韓国	25	15	—	15	—
タイ	36	19	—	19	—
マレーシア	24	19	—	19	—
インド	26	25	25(*)	50(*)	(*)ロシア産原油の輸入を理由に、8月27日から25%の追加関税が発動予定。
ブラジル	10	10	40	50	オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、8月6日から40%の追加関税が発動済。
メキシコ	—	—	25	25	不法移民や違法薬物等を理由に、3月4日から25%の追加関税が発動済。なお、予定されていた8月1日から30%への引上げは90日間延期。
カナダ	—	—	35	35	不法移民や違法薬物等を理由に、3月4日から25%の追加関税が発動済。8月1日から35%へ引上げ。

(※) ベースライン関税は10%。7月31日に発表された相互関税率は、8月7日から発動済。

品目別	品目	追加関税率 (%)	備考
	自動車・同部品	25	日本、EU、英国、韓国、USMCAの原産地規則等の例外あり。
	鉄鋼・アルミニウム ・同派生品	50	6月23日以降、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を鉄鋼派生品として追加。 8月18日以降、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として追加。
	銅の半製品・同派生品	50	当面の間、精錬銅は適用対象外。

(備考) 1. 全ての表は、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。
2. 上表の国・地域のうち、英国、ブラジルとの財貿易収支は黒字。
3. 下表には既に関税が発動済の品目を掲載。これらの品目以外に医薬品、半導体、航空機・同部品、木材等について安全保障を理由とした調査が実施されている。

相互関税
（日本に
適用済）

大統領令（4/2署名）	
● 国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、以下の措置を講ずる。貿易赤字とその根底にある非互惠的待遇が解決されたと大統領が判断するまで有効。 ● 全ての国に対して、4月5日から10%の関税を課す。 ● 大統領令の付属書で定める国（日本を含む57か国）に対して、4月9日から付属書で定める関税を課す。 ● 以下は除外：IEEPA対象品目及び1962年米国通商拡大法第232条措置の対象品目（鉄鋼・アルミ製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等）並びに経済制裁中の国（キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ） ● 相手国が報復措置をとった場合には関税を引き上げ、非互惠的貿易関係を是正し経済及び国家安全保障に関して米国と足並みを揃える措置をとった場合には引き下げることが可能。 ● カナダ及びメキシコについては、既存の関税措置（相手国別①参照）は引き続き有効。ただし、同関税措置終了後は、USMCAの適用を受けない品目については、12%の相互関税を適用。 → 4月10日から7月9日までの間、国別の関税率（上乗せ分、日本は24%）を停止し、一律に10%の追加関税を課す（4/9大統領令署名）。 → 4月11日署名の大統領令において、除外品目の「半導体」の定義を明確化（4月5日まで遡って適用）。 除外品目：スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ、SSD、電子集積回路等（除外対象品目は、概算で日本の対米輸出の約5%（2024年））。 →（※）7月7日署名の大統領令において、国別の関税率（上乗せ分）の一時停止期限を8月1日まで延長。 → 7月31日署名の大統領令において、各国・地域別の関税率が改定。8月7日から適用。迂回輸出と判断された輸入品には40%の追加関税。 <主要国の相互関税率の推移> 【日本】 24%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→15%（8月7日から） ※今後適時に大統領令を修正する措置がとられ、その際には8月7日以降に徴収される相互関税のうち、日米間の合意の内容を上回る部分について、8月7日に遡って払い戻される予定。 （2024年の米国の財輸入額：1,484億ドル（米国の財輸入全体の4.5%）、米国の貿易収支：▲694億ドル（米国の貿易赤字全体の5.8%）） 【中国】 34%→84%（4/8大統領令署名）→125%（4/9大統領令署名）→34%（5月12日及び8月11日署名の大統領令により11月10日まで10%に引下げ） ※中国からの輸入に対する追加関税率は、10%（2/4発動）+10%（3/3発動）+10%（5/14発動）=30%となる。 （4,387億ドル（13.4%）、▲2,955億ドル（24.5%）） 【EU】 20%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→15%（8月7日から） ※既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される。 （6,057億ドル（18.5%）、▲2,359億ドル（19.6%）） 【英国】 10%（682億ドル（2.1%）、114億ドル（-）） 【インド】 26%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→25%（8月7日から）→50%（8月27日から。ロシア産原油の輸入を理由に、25%追加。）（873億ドル（2.7%）、▲458億ドル（3.8%）） 【韓国】 25%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→15%（8月7日から）（1,316億ドル（4.0%）、▲660億ドル（5.5%）） 【ブラジル】 10%→50%（8月6日から。オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、40%追加（航空機部品等は適用除外）（423億ドル（1.3%）、68億ドル（-）） <参考> 【カナダ】 2024年の米国の財輸入額：4,119億ドル（米国の財輸入全体の12.6%）、米国の貿易収支：▲620億ドル（5.1%） 【メキシコ】 5,055億ドル（15.5%）、▲1,715億ドル（14.2%）	

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報、米国商務省により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（）内は、2024年の米国の財輸入全体（3.3兆ドル）、財の貿易赤字全体（1.2兆ドル）に占めるシェア。8月7日からの各国・地域の相互関税率は、7月31日署名の大統領令に基づく。

相互関税	米中間の関税措置の動向
	【米国の対中関税措置】 ➤ 4月8日署名の大統領令において、4月9日以降、中国からの輸入に対する相互関税率を34%から84%に引上げ。 ➤ 4月9日署名の大統領令において、4月10日以降、中国からの輸入に対する相互関税率を84%から125%に引上げ。 → 5月12日署名の大統領令において、5月14日以降、中国からの輸入に対する相互関税率を125%から34%に引下げ、90日間は34%を10%に引下げ（違法薬物等を理由とする20%の追加関税と合わせて累計30%）。 → 8月11日署名の大統領令において、10%への引下げ措置を90日間（11月10日まで）継続。 【中国の対抗措置】 ➤ 4月4日、中国は米国の関税措置についてWTOに提訴するとともに、米国から輸入される全ての品目に対して34%の追加関税（4月10日発動）を課すことを発表。 → 4月9日、追加関税率を84%に引き上げることを発表（4月10日発動）。 → 4月11日、米国による追加関税率の84%から125%への引上げを受け、追加関税率の84%から125%への引上げ（4月12日発動）と、米国からの今後の追加関税引上げには取り合わない旨を発表。 → 5月12日、5月14日以降、追加関税率を125%から34%に引下げ、90日間は34%を10%に引き下げるとともに非関税措置の停止または取りやめを発表。 → 8月12日、10%への引下げ措置を90日間（11月10日まで）継続する旨を発表。

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

鉄鋼・アルミニウム（日本に適用済）

大統領令（2/10署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、3月12日以降、鉄鋼・アルミニウムの輸入に一律で25%の追加関税を課す。課税を免除する既存の例外措置は全て失効。→3月12日、実際に発動。例外措置はなし。
- 4月2日、ビールと空のアルミニウム缶を、アルミニウム派生品として関税対象に追加（4月4日から発動）。
- 6月3日署名の大統領令において、6月4日以降、鉄鋼・アルミニウムの輸入に対する追加関税率を25%から50%に引上げ。ただし、英国からの輸入品に対する追加関税率は25%で維持。
- 6月16日、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を、鉄鋼派生品として関税対象に追加（6月23日から発動）。
- 8月15日、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として関税対象に追加（8月18日から発動）。
- 【カナダの対抗措置】
- 3月12日、カナダ政府は、3月13日から米国から輸入される鉄鋼、アルミニウム製品及びその他の財合計298億カナドル分に対して25%の追加関税を課すことを発表（3月13日発動）。
- 3月13日、カナダ政府は、WTOに提訴。
- 【EUの対抗措置】
- 3月12日、欧州委員会は、EU域内への米国からの輸入品に対して2段階のアプローチに基づき対抗措置を発動することを発表。
 - ①第一次トランプ政権時代の既存の米国への対抗措置（バーボン、オートバイ等への追加関税措置、2021年から一時停止）を4月1日に再導入。→3月20日、4月中旬に延期することを発表。
 - ②米国からEUへの輸出品に対する新たな対抗措置パッケージを準備。4月中旬までに発効予定。
- 4月9日、欧州委員会は、4月15日から対抗措置を発動することを発表。
 - 4月10日、対抗措置の発動を90日間延期することを発表。
 - 4月14日、対抗措置の発動延期を7月14日までとする旨発表。
 - 7月14日、対抗措置の発動延期を8月6日までとする旨発表。
 - 8月5日、対抗措置の発動延期を継続する旨発表。
- 日本の対米輸出：鉄鋼約3,027億円（日本の対米輸出の1.4%）、アルミニウム約246億円（0.1%）、派生品約1.6兆円（7.7%）
- ※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リストから計算すると米国向け全体の6.0%（うち派生品4.75%（3月12日時点）→4.75%（4月4日から追加）→4.77%（6月23日から追加））

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。
日本の対米輸出額については、6月23日までに発動された関税対象品目に基づいて算出した値。

自動車（日本に適用済）

大統領令（3/26署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、自動車（完成車（乗用車、小型トラック））の輸入については4月3日以降、自動車部品の輸入については5月3日以降、25%の追加関税を課す。ただし、USMCAの対象となる自動車（完成車）については、米国外部分（その価値全体から米国内で取得、完全に生産又は実質的変更が加えられた価値を除いた部分）のみが追加関税の対象となるとしている。また、USMCAの対象となる自動車部品については、米国外部分のみに課税する手続きが定められるまでは、追加関税の対象とならないこととしている。
- 4月29日署名の大統領令において、米国で組み立てられた自動車の価値の15%に相当する自動車部品に対する関税を1年間減免し、その後1年間は当該価値の10%に相当する額を減免する。具体的には、以下のとおり。
 - ①自動車製造者は、2025年4月3日から2026年4月30日までの期間に米国で組み立てられた全ての自動車のメーカー希望小売価格の合計額の3.75%（=25%×15%）に相当する還付金を申請可能。
 - ②自動車製造者は、2026年5月1日から2027年4月30日までの期間に米国で組み立てられた全ての自動車のメーカー希望小売価格の合計額の2.5%（=25%×10%）に相当する還付金を申請可能。
- ※還付金は、自動車製造者の自動車部品関税負担額の総額を上限とする。
- 7月22日の日米間の合意により、日本からの自動車・同部品の輸入に対する追加関税率25%を15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ。（今後、相互関税率に係る大統領令の修正措置と同じタイミングで、自動車・同部品に対する関税を引き下げる大統領令が発出予定。）
- 8月21日の米EU共同声明により、EUが対米関税引下げのための法令改正案を提出した後、米国はEUからの自動車・同部品の輸入に対する関税率を15%に引下げ（既存の関税率が15%以上の品目には追加関税を課さない）。
- 【カナダの対抗措置】
- 4月3日、カナダのカーニー首相は対抗措置として、米国から輸入されるUSMCAの対象とならない自動車（完成車）及びUSMCAの対象となる自動車（完成車）のうちカナダ・メキシコ外部分に25%の関税を課すことを発表（4月9日発動）。
- 日本の対米輸出：自動車約6兆円（日本の対米輸出の28.3%）、自動車部品約1.2兆円（5.8%）、車両用エンジン及び同部品約3,762億円（1.8%）
- ※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リスト（4月3日付官報で公示）から計算すると、自動車・同部品は米国向け全体の38.1%（うち自動車（完成車）27.2%、「自動車部品」と位置付けられているもの（エンジンやリチウムイオン電池等も含む）10.9%）

銅（日本に適用済）

大統領令（2/25署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、銅の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。
- 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①銅の輸入依存が安全保障に与える影響、②関税措置等を含めた同影響の抑制策、③米国の銅のサプライチェーンを強化する政策提言を含む報告書を大統領に提出。
- 7月30日署名の大統領令において、8月1日以降、銅の半製品及び銅派生品の輸入に対して50%の追加関税を課すことを発表。
- 当面の間、精錬銅は適用対象外。
- 日本の対米輸出：銅の半製品及び銅派生品約663億円（0.3%）

木材	大統領令（3/1署名）
	● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対し、木材・同派生品の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①木材・同派生品の輸入が安全保障に与える影響、②関税措置等を含めた同影響の抑制策、③米国の木材のサプライチェーンを強化する政策提言を含む報告書を大統領に提出。□ 日本の対米輸出：木材及び木製品約40.7億円（0.02%）
半導体・医薬品	官報（4/16付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、半導体と医薬品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月7日までパブリックコメントを受付。□ 日本の対米輸出：半導体等電子部品約2,690億円（1.2%）、医薬品約4,115億円（1.9%）
重要鉱物	大統領令（4/15署名）
	● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、重要鉱物等（レアアース、重要鉱物の加工品・派生品を含む）の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①米国の国家安全保障に脅威を及ぼすか否かの判断や、②追加関税等の措置の提言を含めた報告書を大統領に提出。
	官報（4/25付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、重要鉱物等の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月16日までパブリックコメントを受付。
中型・大型トラック	官報（4/25付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、中型・大型トラックの輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月16日までパブリックコメントを受付。
民間航空機	官報（5/13付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、民間航空機、ジェットエンジン、同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、6月3日までパブリックコメントを受付。□ 日本の対米輸出：航空機約15.9億円（0.007%）、航空機部分品約2,337億円（1.1%）、航空機エンジン約90億円（0.04%）
ポリシリコン・無人航空機システム	官報（7/16付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、ポリシリコンと無人航空機システム（ドローン等）の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、8月6日までパブリックコメントを受付。
風力タービン	官報（8/25付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、風力タービン・同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、9月9日までパブリックコメントを受付。

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

対カナダ
対メキシコ

対カナダ 対メキシコ	大統領令（2/1署名）
	● 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、国際緊急経済権限法（IEEPA）における「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 ● 危機が緩和されるまでの間、カナダとメキシコからの輸入品に2月4日から25%の追加関税を課す（カナダから輸入されるエネルギー資源は10%）。
	大統領令（2/3署名）
	● 2月1日の大統領令を改正し、関税措置を3月4日まで停止。→ 3月4日、25%の追加関税を発動。
	大統領令（3/6署名）
	● 3月7日以降、追加関税率は原則25%とした上で、以下の例外措置（※）を設けた。 ・ USMCAの適用を受ける財（原産地規則等を満たすもの）は適用除外 ・ 塩化カリウムは10% ・ カナダから輸入されるエネルギー資源は10%（2月1日付大統領令で規定、3月4日から発動済） 【カナダの対抗措置】 ➤ 3月3日、カナダのトルドー首相（当時）は対抗措置として、米国からの輸入品総額1,550億カナダドルに対する25%の報復関税（300億カナダドル分は3月4日から、1,250億カナダドル分は3月25日から発動）を発表。3月6日、カナダのルブラン財務大臣（当時）は、米国の関税猶予措置を受け、1,250億カナダドル分の報復関税を4月2日まで実施しないとSNSに投稿。 → 8月22日、カナダのカーニー首相は、USMCAの適用を受ける米国製品（鉄鋼・アルミニウム、自動車は除く）について、9月1日から報復関税を撤廃すると発表。 【メキシコの対抗措置】 ➤ メキシコのシェインバウム大統領は、3月4日、記者会見で、報復関税を含む対抗措置を3月9日に発表すると発言していたが、3月6日、米国の関税猶予措置を受け、対抗措置発表の見送りを表明。
	大統領令（7/31署名）
	● カナダから米国に流入する違法薬物に対し、カナダが十分な対策を取っていないこと、米国に対し報復関税を発動したことを理由に8月1日以降、追加関税率は原則35%に変更。迂回輸出と判断された輸入品については40%の追加関税が課される。（※）の例外規定については継続。
	トランプ大統領の投稿
	● トランプ大統領は、7月31日、自身のSNSで、メキシコのシェインバウム大統領との電話会談を踏まえ、メキシコに対する追加関税率を8月1日から30%に引き上げる措置を90日間延期する旨を投稿。

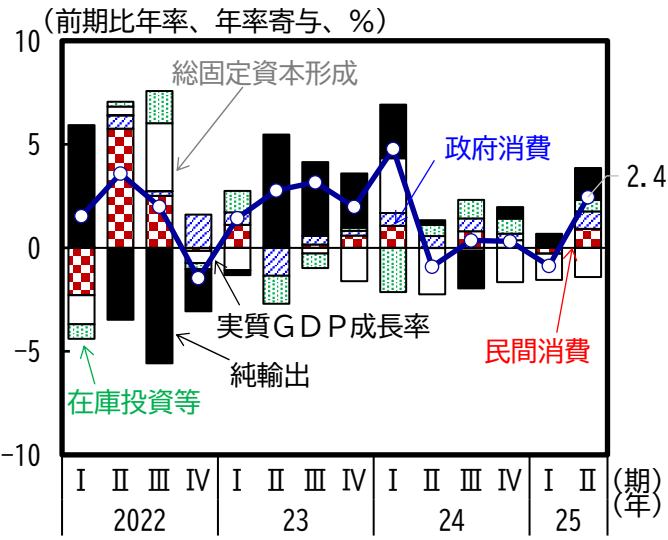
（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

対中国	大統領令（2/1署名） ● 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、I E E P Aにおける「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 ● 危機が緩和されるまでの間、中国からの輸入品に 2月4日から10%の追加関税を課す。 【中国の対抗措置】 ➢ 2月4日、中国は対抗措置を発表。 ・米国の追加関税措置についてW T Oに提訴 ・米国から輸入される石炭、天然ガスについて15%、原油、農業機械、大型自動車、ピックアップトラックについて10%の追加関税を課す（2月10日発動） ・タングステン等の重要鉱物の関連品目に対する輸出管理措置 ・独禁当局による米グーグル社への調査開始
	大統領令（3/3署名） ● 中国が違法薬物の問題の緩和に十分な措置を講じていないという事実を踏まえ、2月1日の大統領令（10%の追加関税）を改正し、3月3日から20%の追加関税を課す。 【中国の対抗措置】 ➢ 3月4日、中国は対抗措置を発表。 ・米国の追加関税措置についてW T Oに提訴 ・米国の追加関税措置を理由とする米国からの農林水産物輸入に対する追加関税措置（3月10日発動） ：鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花に15%、 - ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産品、果物、野菜、乳製品に10% ・輸出管理措置として、米企業15社への軍民両用品目の輸出を禁止
関税品目の重複適用の回避	大統領令（4/29署名） ● 複数の関税が同一の品目に重複して適用されることを回避するための手続きを定める（3月4日まで遡及して適用）。 ➢ ①自動車関税の対象品目は、②対カナダ・メキシコ関税及び③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。 ➢ ②対カナダ・メキシコ関税の対象品目は、③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。 ➢ ③鉄鋼、アルミニウムの両方の関税が適用される要件を満たしている品目については、両方の関税の対象となる。 ※対象となる関税措置 ①自動車・同部品に対する25%の追加関税（完成車は4月3日発動、自動車部品は5月3日発動） ②カナダ・メキシコからの輸入品に対する25%の追加関税（3月4日発動） ③鉄鋼・アルミニウム・同派生品に対する50%の追加関税（25%の追加関税は3月12日発動。6月4日以降、50%に引上げ）

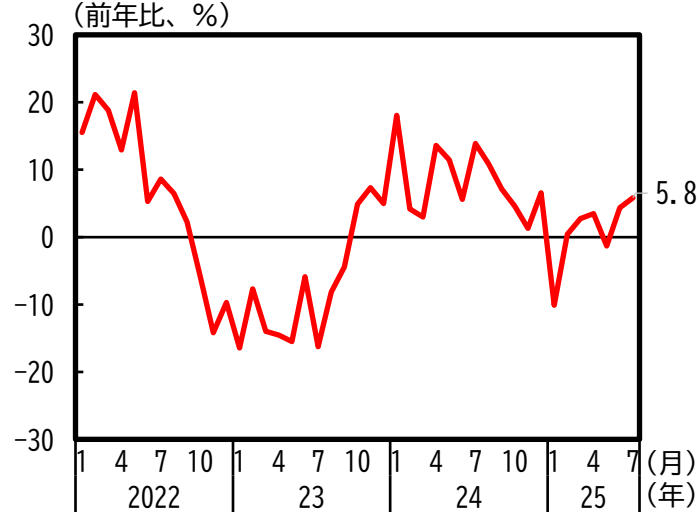
（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

韓国経済：景気は持ち直している。
台湾経済：景気は回復している。

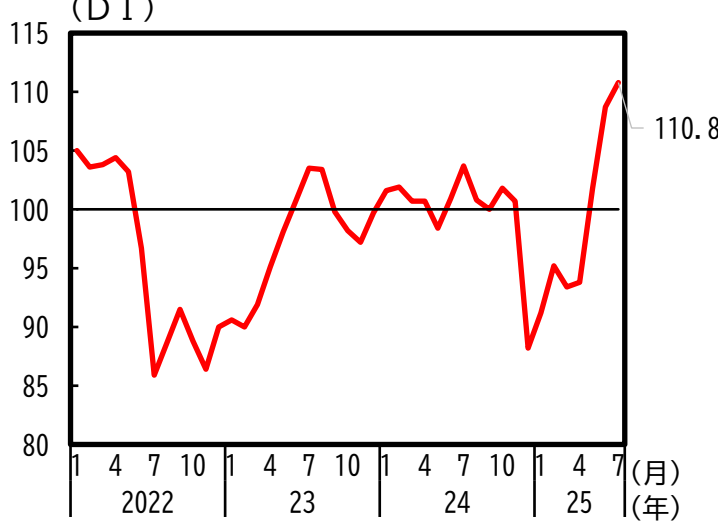
韓国の実質GDP成長率



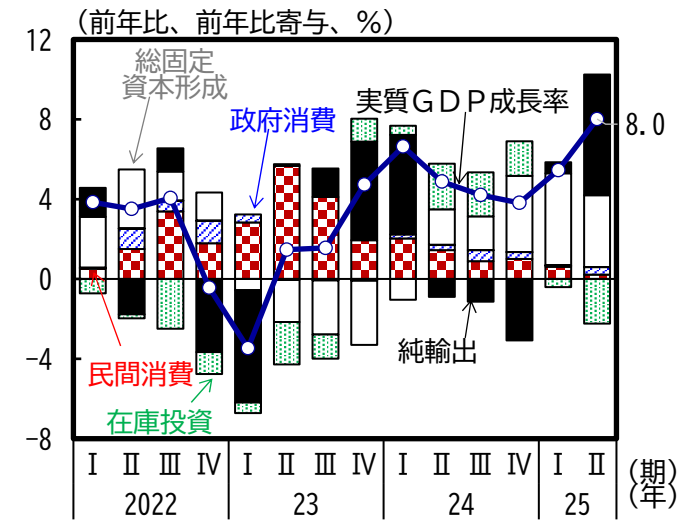
韓国の輸出



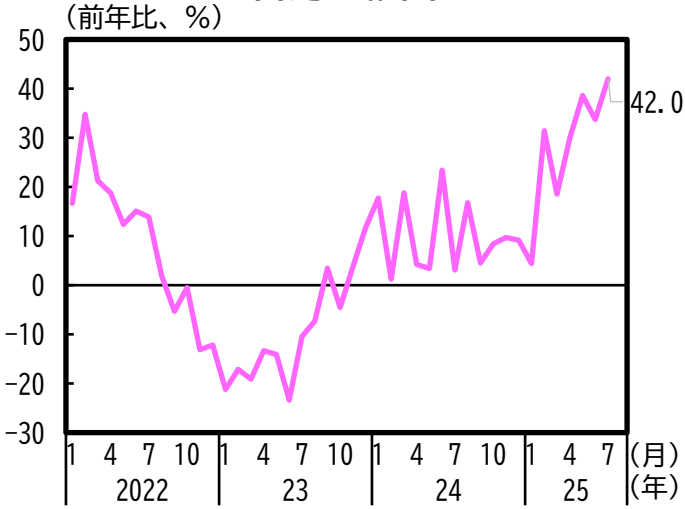
韓国の消費者心理指数



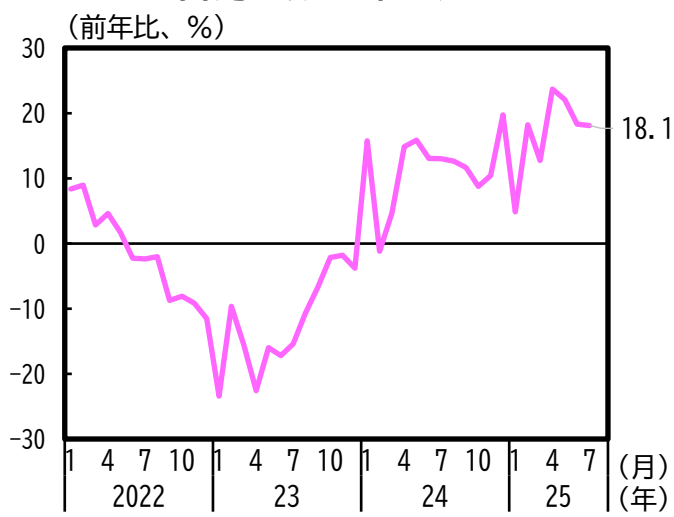
台湾の実質GDP成長率



台湾の輸出



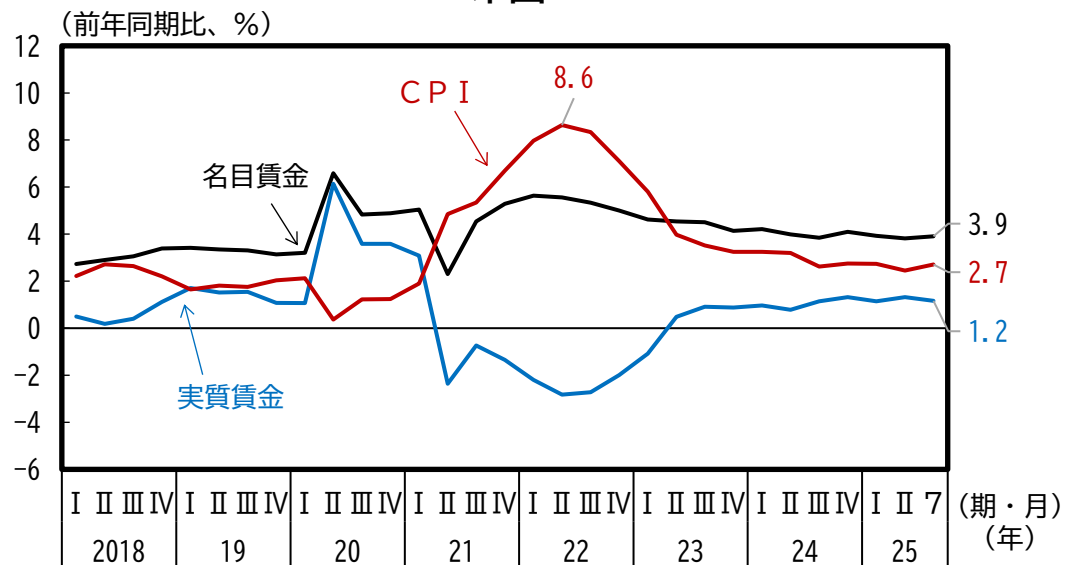
台湾の鉱工業生産



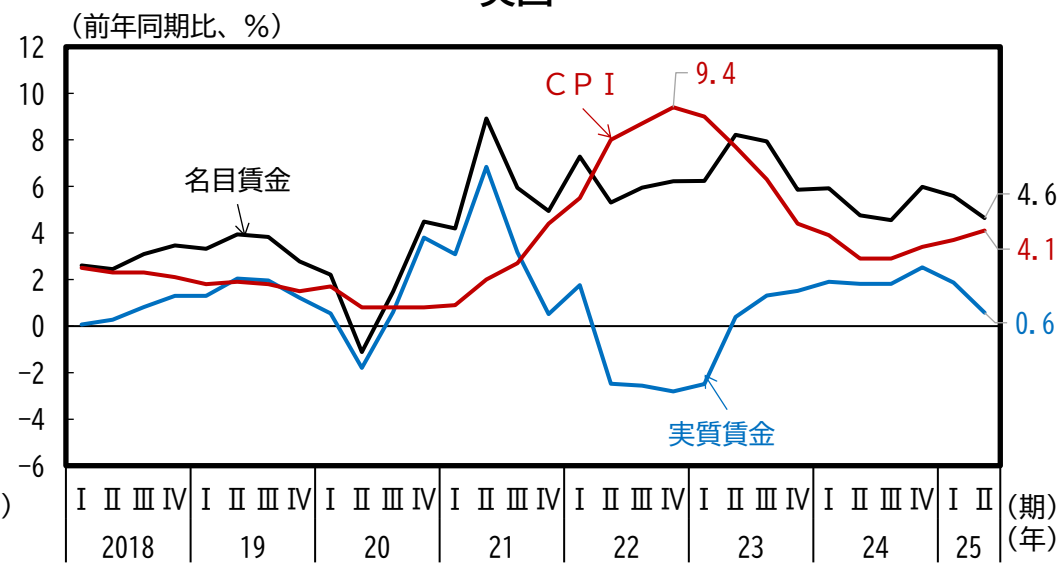
(備考) 1. 左上図、右上図は、韓国銀行により作成。
2. 中央上図は、韓国関税庁により作成。金額ベース。
3. 左下図は、台湾行政院主計総処により作成。
4. 中央下図は、台湾財政部により作成。金額ベース。
5. 右下図は、台湾經濟部により作成。

各国の名目賃金上昇率、物価上昇率、実質賃金上昇率

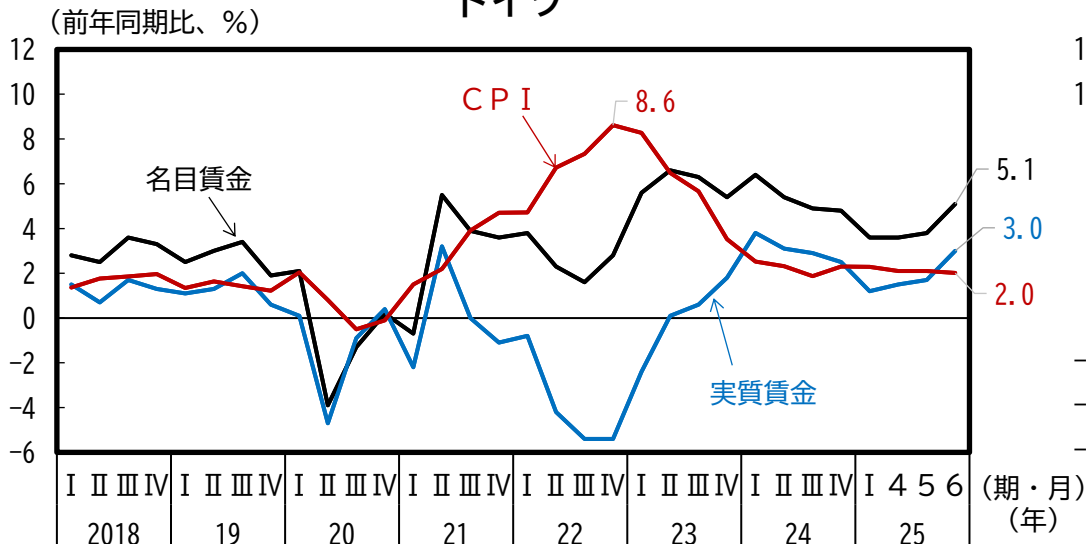
米国



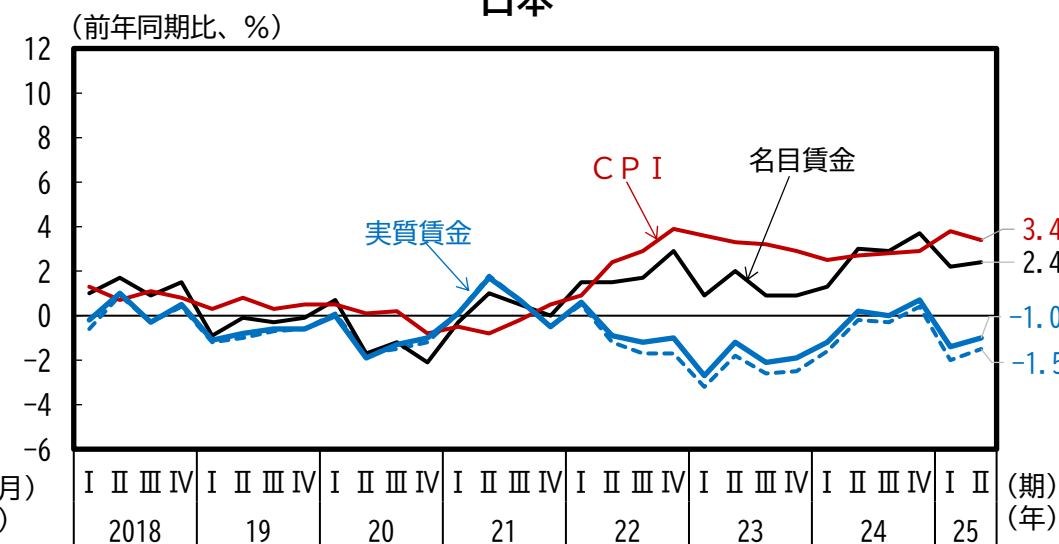
英国



ドイツ



日本



- (備考) 1. 米国労働省、英国国家統計局、ドイツ連邦統計局、総務省「消費者物価指数」及び厚生労働省「毎月労働統計調査」により作成。
2. 米国は、名目賃金は時間あたり賃金、物価は消費者物価（帰属家賃含む）。英国は、名目賃金は週平均賃金、物価は消費者物価（帰属家賃含む）。ドイツは、名目賃金は月間平均賃金、物価は消費者物価（帰属家賃含む）。
3. 日本の名目賃金は月平均賃金。実質賃金について、実線は消費者物価指数（総合）で実質化。点線は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。